

2日目（2月21日）

第1回福生市議会定例会会議録（第2号）

平成19年2月21日福生市議会議場に第1回福生市議会定例会が招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	加藤 育男君	2 番	串田 金八君	3 番	田村 昌巳君
4 番	増田 俊一君	5 番	大野 聰君	6 番	前田 正蔵君
7 番	中森 富久君	8 番	阿南 育子君	9 番	高橋 章夫君
10 番	原島 貞夫君	11 番	森田 昌巳君	12 番	石川 和夫君
13 番	田村 正秋君	14 番	大野 悦子君	15 番	羽場 茂君
16 番	青海 俊伯君	17 番	今林 昌茂君	18 番	沼崎 満子君
19 番	松山 清君	20 番	清水 信作君	21 番	遠藤 洋一君
22 番	小野沢 久君				

1 欠席議員は次のとおりである。

な し

1 欠員は次のとおりである。

な し

1 出席説明員は次のとおりである。

市 長	野澤 久人君	助 役	高橋 保雄君	収 入 役	並木 茂君
教 育 長	宮城 眞一君	企画財政部長	野崎 隆晴君	総務部長	田辺 恒久君
総務部長	田中 益雄君	市民部長	石川 弘君	生活環境部長	吉沢 英治君
福祉部長	星野恭一郎君	都市建設部長	清水喜久夫君	教育次長	吉野 栄喜君
参 事	嶋崎 政男君	選挙管理委員会事務局長	山崎 典雄君	監査委員局長	伊藤 章一君

1 議会事務局職員は次のとおりである。

議会事務局 局長	小林 作二君	議事係長	大内 博之君	臨時速記 事務補佐員	大迫 嘩子君
-------------	--------	------	--------	---------------	--------

1 本日の議事日程は次のとおりである。

平成19年第1回福生市議会定例会議事日程（2日目）

開議日時 2月21日（水）午前10時

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 一般質問 | |
| 日程第2 | 議案第1号 | 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例 |
| 日程第3 | 議案第4号 | 福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正す
る条例 |
| 日程第4 | 議案第2号 | 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議案第3号 | 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の
一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 議案第5号 | 福生市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第7 | 議案第6号 | 福生市育英資金支給条例の一部を改正する条例 |
| 日程第8 | 議案第7号 | 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第9 | 議案第8号 | 福生市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する
条例 |
| 日程第10 | 議案第9号 | 福生市営住宅条例の一部を改正する条例 |
| 日程第11 | 議案第10号 | 福生市下水道条例の一部を改正する条例 |
| 日程第12 | 議案第11号 | 福生市消防団に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第13 | 議案第12号 | 福生市副市長の定数を定める条例 |
| 日程第14 | 議案第13号 | 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整備に関する条例 |
| 日程第15 | 議案第14号 | 福生市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例 |
| 日程第16 | 議案第15号 | 東京都市町村職員退職手当組合理約の変更について |
| 日程第17 | 議案第16号 | 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更につ
いて |
| 日程第18 | 議案第17号 | 東京市町村総合事務組合理約の変更について |
| 日程第19 | 議案第18号 | 瑞穂斎場組合理約の変更について |
| 日程第20 | 議案第19号 | 西多摩衛生組合理約の変更について |
| 日程第21 | 議案第20号 | 平成18年度福生市一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第22 | 議案第21号 | 平成18年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |

- 日程第23 議案第22号 平成18年度福生市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第23号 平成18年度福生市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第25 議案第24号 平成18年度福生市受託水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第25号 平成19年度福生市一般会計予算
- 日程第27 議案第26号 平成19年度福生市国民健康保険特別会計予算
- 日程第28 議案第27号 平成19年度福生市老人保健医療特別会計予算
- 日程第29 議案第28号 平成19年度福生市介護保険特別会計予算
- 日程第30 議案第29号 平成19年度福生市下水道事業会計予算
- 日程第31 議案第30号 平成19年度福生市受託水道事業会計予算
- 日程第32 議案第31号 不動産の譲与について

午前10時 開議

○議長（石川和夫君） ただいまから平成19年第1回福生市議会定例会2日目の会議を開きます。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告願います。

（議会運営委員長 小野沢久君登壇）

○議会運営委員長（小野沢久君） おはようございます。御指名をいただきましたので、昨日の本会議終了後に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして、御報告をさせていただきます。

本日の日程でございますが、新たに追加された案件はございませんので、昨日残りました一般質問を冒頭をお願いいたしまして、その他の議案等につきましては昨日と同じ順序で編成をさせていただきました。

以上のとおり、議会運営委員会としては決定いたしておりますので、よろしくお願いを申し上げまして、御報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） ただいま委員長から報告されたとおり、本日の議事を進めますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） これより日程に入ります。

日程第1、初日に引き続き一般質問を行います。

まず、17番今林昌茂君。

（17番 今林昌茂君質問席着席）

○17番（今林昌茂君） それでは、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。私の質問は、1、健康医療行政について、2、少子化対策について、3、防犯対策について、4、地場産業の活性化について、5、教育行政についてであります。順次、質問をしてまいります。

まず、健康医療行政の鳥インフルエンザ（H5N1型）による新型インフルエンザの対策につきまして、お伺いいたします。

おとしですか茨城県と、過日には宮崎県と岡山県で鳥インフルエンザが発生いたしました。新型インフルエンザの大流行が懸念されるところでございます。そこで、福生を取り巻く環境はどのようになっているのか、また、鶏卵事業所の実態はどのようになっているのか、またその対策についてお伺いをいたしたいと思います。

次に、少子化対策の子育て支援についてお伺いいたします。少子高齢化が叫ばれて久しいわけですが、当市におきましても子育て支援体制ができ、これほどうれしいことはないと思っております。少子化の原因となるものにはさまざまな要因があると思えます。その一つに、子育てがしにくくなっている状況があります。この子育ての問題を一つ一つ解決していく、あるいは支援をしていくということは大変重要なことであると思っております。

子育て支援課ができまして、活動を進めておるわけでございますが、御苦勞も多い

のではないかと考えております。そこで、子育て支援の現況と課題についてお伺いをいたします。

次に、防犯行政の安全安心なまちづくりについてお伺いいたします。昨今、悲惨な事件が起きてきております。福生でも1月の末に猫の虐待がありました。早速、福生警察に連絡をして処理をしてもらったとのことであります。犯罪に対する取り組みは地域住民の力を生かした連携を欠かすことができません。防犯ボランティア等充実していく必要があると思います。さらなる安全安心のための取り組みにつきまして、お伺いをいたしたいと思います。

4番目の、地場産業の活性化についてであります。福生を取り巻く地域経済について少しお伺いをしてまいりたいと思います。御存じのとおり、武蔵村山市にダイヤモンドシティ、瑞穂町にジョイフル本田、日の出町にイオン等ができ、あきる野市には温泉ができるなど、近隣に経済の環境変化が起きております。このような時こそ、地場産業の活性化が必要であると考えております。地域再生のため、取り得る施策にどのような支援策があるのか、お伺いをいたします。

次に、教育行政の学力低下、いじめ、不登校の対策についてお伺いいたします。深刻ないじめ、不登校、学力低下の問題等が連日のように報道されております。日本の未来を考えると、教育の深さが未来を決定することは間違いありません。教育基本法の成立された本年こそ、教育元年と銘打ち、教育百年の計の出発点としていくべきと考えます。

そこで、教育委員会といたしまして取り組まれているいじめ、不登校、学力低下の現況と対策につきましてお伺いをいたしたいと思います。

以上、5点について質問をいたしました。答弁のほどよろしく願いをいたします。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) おはようございます。今林議員さんの御質問にお答えをいたします。

健康医療行政の鳥インフルエンザ、H5N1型と言うのだそうでございますが、この対策についてです。福生市には鶏卵業者はおりませんが、青梅市、あきる野市、瑞穂町、昭島市、立川市、八王子市など、合計32カ所がございます。ことし、東京都を通じ立ち入り検査や血清抗体検査が行われましたが、すべて陰性であったとのことでございます。

その安全対策ということですが、鳥インフルエンザのうち、H5N1型のものは、感染した鳥が死亡する、いわゆる高病原性鳥インフルエンザと言われ、東南アジアなどではこの型が鳥から人に感染して死に至らしめる報告がなされております。このインフルエンザ型の形が変わりまして、人相互間の伝染が起きますと、広域的に多大な健康被害が発生するという予測がされております。

この広域的感染の防止、発生後の対応として西多摩保健所が中心になりますので、福生市は西多摩の市町村とともにその対策に協力、援助の体制で臨んでおります。

対策の要点の第1は、発見と情報伝達であります。集団の鳥の死骸などの発見、養鶏等の鳥に関係する人の発熱などの医師からの情報、これに対する情報に基づいて、

これに対する指示伝達を確実に行うことであります。第2は、保健所による消毒等への支援活動、例えば消毒地域への立ち入り禁止などを支援し、また一般市民への広報活動、具体的な情報提供などを行います。

これらの事務的な模擬訓練として、昨年、西多摩保健所において「ハトの大量死発生」という仮想の事例をもとに、保健所と市町村の保健衛生、地域担当の職員が事務の連絡、市民への周知時期、方法、現場の対応等の訓練をしています。市としては、西多摩保健所、東京都の研修会、情報交換会、事例研究などに参加し連携を深めまして、鳥インフルエンザの感染防止に対応してまいります。

次に、2項目・目の少子化対策の子育て支援についての御質問です。市としては子どもや子育て家庭に対して全庁的な支援体制の構築を図るため、平成16年度の組織改正におきまして、子育て支援課を新設し、次世代育成支援行動計画の推進を初め、平成17年度には子ども家庭支援センターの開設等、子育て支援施策の充実に努めてまいりました。

御質問の現況と課題ということですが、子育て家庭に対する経済的な支援といった面では、児童手当制度の改正や、乳幼児医療費の助成制度の改正、さらには19年10月から予定しております義務教育就学児を対象とした医療費助成制度の創設など、保護者の経済的な面での支援事業のほか、子どもや子育て相談事業やショートステイ事業、あるいは児童虐待防止等にも取り組んでおります。特に、平成18年度に入りましてから子ども家庭支援センターへの相談件数の増加が顕著になっておりまして、それだけに悩みを抱えている御家庭が多いと思いますし、その原因も子ども自身であったり、親御さんであったりとさまざまでございます。

支援センターでは、相談内容によって専門の機関と連携を図り、適切な対応を心がけていますが、親御さんの御理解が得られるまでに時間をたくさん要するといったケースがございます。子どもの健やかな成長には乳幼児期の環境が大変大事であります。したがって、個々の子どもの視点に基づき、子どもの成長段階に応じた行政や関係機関、地域等のかかわり方、支援の仕組みといったことを、今後、さらに整理していく必要があると考えており、今回の組織改正において「子ども家庭部」を新設いたしましたので、これらの課題の整備や、すべての子どもたちが健全に発展するように向けた施策の充実にさらに努めてまいりたいと存じます。

次に、3項目目、防犯行政における安全安心のまちづくりについてですが、現在、20の町会・自治会で防犯パトロールを定期的に行っているほか、PTAや小中学校地域の方による児童・生徒に対する見守り活動など、さまざまな方がさまざまな形で地域の安全のために活動していただいております。大変感謝をいたしております。このような活動をさらに活発に、またやりやすいように市としても支援、協力を引き続き行ってまいります。

また、防犯協会の防犯活動推進員や、女性防犯指導員の福生支部では独自に研修をしておりまして、自転車の防犯対策などさまざまな活動を展開していただいております。市としては、今年度、町会長協議会の御協力をいただき、「防犯ワッペン」を1000個作成し、児童の見守りや地域の防犯活動のときに活用していただこうと町会、

自治会、PTA、民生委員、老人会などに配布をいたしました。地域の防犯は、地域住民の理解と協力と実践がなくてはできません。そのためには無理なく参加し、だれもが協力できるような活動と体制づくりが必要であると思いますので、今後もさまざまな御意見を伺いながら、市民全体で防犯に取り組めるよう工夫をしてまいりたいと思います。

次に、4項目目、地場産業の活性化についてでございます。国では各地域において経営者や技術者、研究者などによる人的ネットワークを形成し、相互に競争・協調することによって各地域に競争力のある産業の集積を目指しております。そこで、西多摩地域でも昨年7月に福生市、青梅市、昭島市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町の近隣8市町の行政と商工団体による「青梅線沿線地域産業クラスター協議会」を設立し、行政の枠を超えて、産業支援のためのネットワークを組織いたしました。

同協議会では、平成18年度に国の補助による課題解決事業を実施しており、当市でも商工会と協力して既に7社にコーディネーターを23回派遣し、中小企業の抱えるさまざまな課題の解決のお手伝いをしておりまして、産業育成の支援をしていこうと、こんなふうにしております。

また、本年1月に厚生労働省から地域創業助成金の地域重点分野の設定を受けましたので、市内で地域貢献事業に該当する事業を開業し、かつ一定の条件を満たした場合には、地域創業助成金の助成が受けられるようになりました。このような創業に対する環境整備をすることで、市内での創業の増加に結びつけていければと考えております。今後も、さまざまな支援策を駆使しながら、さらなる地域産業の再生、活性化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次の教育行政につきましては、教育委員会からお答えをさせていただきます。

以上で、今林議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長(宮城眞一君) 今林議員さんの御質問にお答えをいたします。

学力低下、いじめ、不登校の対策についての御質問、初めに、学力問題につきまして。平成17年度に実施をされました「学力向上を図るための調査」の結果は、目標といたします正答率70%に対しまして、小学校5年生が算数で、中学校2年生が数学、社会、理科の3教科でそこに達しませんでした。このため、学力調査や意識調査をさまざまな角度から分析をいたしましたところ、基礎学力の未定着と学習意欲の低下が明らかとなりました。

この問題を解決するためにさまざまな施策を協議する中で、教師の指導体制の強化及び児童・生徒の基本的な生活習慣の確立を柱に据えました学力向上策を策定いたしました。その一つが、教師の指導力の向上で、市教育研究会及び校内研修会の活性化を図るとともに、教員研修の一層の充実を図っているところでございます。

2点目としては、指導体制確立のために少人数集団による指導の実施や、授業指導補助員の配置など、指導者の複数配置を進めております。来年度は東京都から少人数集団による指導を実施するために13名、不登校対策に2名、小1問題研究のために

1名の定数を上回る教員の加配を受けることになっております。また、市独自の事業であります授業指導補助員を、これまでの小学校第1学年の国語と、第3学年の算数から、第1学年から第3学年までの国語、算数に拡大をしてみたいと考えております。

また、学習意欲を向上させるために基本的生活習慣の確立を目指し、「朝1杯のご飯を食べる、昼1時間の家庭学習をする、夜は1時間早く寝る」という「三つの1運動」を全学校で取り組んでおります。さらに、漢字と算数の検定試験を実施し、学習意欲の向上に役立てたいと考えております。

続きまして、いじめ問題の現状と、その対応でございますが、本市におけますいじめの発生件数は、平成14年度は小学校2件、中学校19件、15年度は小学校で3件、中学校で9件、16年度は小学校1件、中学校17件、17年度は小学校6件、中学校25件、18年度12月末現在で小学校では9件、中学校で17件と相なっております。

教育委員会といたしましては、昨年12月11日に臨時教育委員会を開催し、教育委員会としてのいじめについての基本認識を確認をし、12月21日開催の定例教育委員会において、「いじめを許さない学校づくり」の具体策を決定いたしました。これを受けまして各学校では、全児童・生徒を対象とした「いじめをなくす標語コンクール」、年3回の「いじめ防止強化月間」の設定、全校で実施をいたしております道徳授業地区公開講座でのいじめ問題をテーマとした話し合いなど、具体的な対応策を進めているところでございます。

三つ目の不登校問題であります。本市におけます不登校児童・生徒数は、平成14年度は小学校で14人、中学校で65人、15年度は小学校8人、中学校67人、16年度は小学校23人、中学校65人、17年度は小学校33人、中学校67人で、17年度におけます児童・生徒1000人当たり全国比では11.4人に対し、本市においては20.0人と都内の49区市の中では最多となっております。

教育委員会といたしましては、適応指導教室の開設、精神保健医や教育相談員の学校訪問、指導主事による学校との定期的な協議、不登校対策連絡協議会の開催等の対応策を進めるとともに、不登校問題加配教員の配置、子どもと親の相談員活用事業等、国や都の支援を受けるなど不登校問題の解決に向けた取り組みの強化をいたしているところでございます。

以上、今林議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○17番（今林昌茂君） 御答弁ありがとうございます。それでは、質問席より再質問をさせていただきます。

鳥インフルエンザ（H5N1型）対策については、わかりました。西多摩保健所ほか関係機関との連携を深めて、鳥インフルエンザの感染防止に対応していくとのことでございます。鳥インフルエンザに感染した場合の鳥の処分が、茨城県だけで数百万羽に及んでおります。鶏卵業者の被害は大変なものであると思われますが、その補償はどのようになっているのでしょうか。お伺いしたいと思います。

次に、子育て支援についてでございます。よくわかりました。子ども家庭支援セン

ターに寄せられる相談件数が18年度に入ってから著しいとのことであります。いろいろと御苦勞も多いかと思いますが、市民の期待にこたえられますように御尽力をお願いしたいと思います。

安全安心なまちづくりでございますが、これはどこの自治体にとりましても、重要なことでもあります。先日も防災無線でも注意を呼びかける放送が行われておりました。ちょうど通学の帰る時間ですが、みんなで注意を喚起する、事件を予防していく、地域全体で取り組んでいくということでもあります。今後とも継続して取り組んでいただきたいと思います。

それから、福生を取り巻く地域経済についてであります。御答弁では青梅線沿線地域産業クラスター協議会、ちょっと耳新しいのが設立されたのですね。それから、地域貢献事業に該当し、条件を満たした場合には、地域創業助成金というのですか、これが受けられるとの御答弁がありました。この地域貢献事業というのは、その内容につきましてどのようなものなのかお伺いしたいと思います。

それから、学力低下、いじめ、不登校の対策について御答弁をいただきました。学力低下がすごく気になるところでございますが、先生に対する指導と言いますか、施策が述べられておりました。すばらしい施策であると思います。あとは誠実に実行に移していただきたいと思っております。よろしくお願いします。

○生活環境部長（吉沢英治君） それでは、初めに鳥インフルエンザに感染した場合の補償ということで御質問をいただきました。これにつきましては家畜伝染病予防法という法律がございまして、ここに規定がされておるところでございます。処分の通知を受けました所有者に対しまして、既に感染したニワトリ、この場合、患畜と言うそうでございますけれども、既に感染したニワトリの場合につきましては、感染となる前におけるニワトリの評価額、評価額は通常成立すると認められる取引価格を下回らない範囲内となっておりまして、その額が政令で定める額を超える場合につきましては、政令で定める800円の3分の1、それからまた、感染した疑いのあるニワトリ、この場合につきましては疑似患畜と言うそうでございますけれども、これにつきましては同様に感染の疑いとなる前における評価額の5分の4が手当金として国から保護されると、そういうような規定になっているところでございます。

次に、地域貢献事業ということでございますけれども、地域創業助成金の助成につきましては市長答弁のとおり地域貢献事業に該当し、条件を満たした場合に国より助成金が受けられることとなりますけれども、申請につきましては東京都高年齢者雇用開発協会へ申請をし、助成されることとなります。

御質問の地域貢献事業とは10の分野、これは住宅の関連、あるいは子育て、高齢者ケア、医療、環境などが指定されております。また、10の事業のほかにそれぞれの区市町村で、重点分野といたしまして取り組む事業を選定し、指定を受けることとなりますが、今回、福生市といたしましては飲食料品小売業、そしてその他の小売業、一般飲食業の事業を申請し、決定を受けましたことから、ただいま申し上げました10の業種と三つの業種を指定いたしましたので、それらの業種を開業する場合につきましては助成金が受けられることとなります。

また、一定条件とは2人以上の雇用があり、またそのうち65歳以上の離職者を1人以上雇用するというのが条件となっております。以上、答弁とさせていただきます。

○17番（今林昌茂君） 御答弁ありがとうございます。それでは、要望をいたしたいと思います。

鳥インフルエンザに感染した鳥の処分は、数百万羽という単位でございますけれども、少しでも鶏卵業者に救いの手が差し伸べられているということがわかりました。鳥インフルエンザから直接に人にはうつらないようですけれども、変質をして、新型インフルエンザになると人に感染するとのことでございます。時代が進むにつれまして病気の方も新しい病気があらわれてくる。原因不明で、治療方法がいまだはっきりしない、何々症候群とかという病気もあらわれてきます。「健康ふっさ21」の施策とともに、磐石な手を打っていただきたいと思いますと思っております。

子育て支援につきましても、心強い限りでございます。福祉の自治体福生市にとって、子育て支援課の使命というものは今後ますます重要になるものと思っております。福生という特殊性をかんがみましても、これからも力を入れていただきたいと思いますことを要望いたします。よろしくお願いします。

安全安心のまちづくりは、市長の持論のように市民全体で取り組んでいく必要があると思っております。心ない人が時たま事件を起こすのでありますが、弱者が被害に遭わないように市民全体で安全安心のまちづくりに取り組んで、住むには福生が一番と、ほかの自治体でもそういうふうに言っておりますけれども、住むにはやはり福生が一番と実感できるようになりたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

それから、地場産業の活性化につきましては、世の中景気がよくなってきたとは言え、それはまだ大企業どまりであると思えます。まだまだ我々のところにまで届いていないのが実感でございます。地場産業活性化につきましても、でき得ることを最大限に手を尽くしていただきたいと思いますをお願いいたしておきます。

昨日、教育委員会の基本的な考え方を拝聴いたしました。私が最も気にかかることはきょう、お伺いをいたしました学力低下、いじめ、不登校対策でございます。必ずしも学力低下で悲観する必要はないと思うのです。優秀な方は福生にもいっぱいいらっしゃいます。たまたま平均点が悪かったということかと思えますけれども、御答弁の中で教育長の答弁をお聞きいたしまして、教員の質の向上とか、そういったことをお話しされましたので、心強く感じた次第であります。

以前に、ある校長先生から伺ったことがございます。よく皆さんから「学力低下、学力低下と言われます」と言うのです。そう言っても教員の方々は学力低下以前のことで教員は手がいっぱいなのだと、そういうことをお聞きしたことがございます。そのときは、「きょうも休みの日だけど、休日だけど学校で生徒の指導のために何人かの教員が出勤しているのです」と、そのようにおっしゃっておりました。福生という特殊性はあると思えますけれども、これからも力を入れていただきたいと思います。

今回、私は5問の質問をさせていただきましたが、市長の方針の中にも述べられております、答えはその中に散りばめられているように思います。もうすばらしい施策

であると思っております。問題は、それをいかに行動に移すかでございます。私の気持ちといたしましては、誠実に誠意を持って実行に移していただきたいと思います。私の思いを、私のお願いを議場に残しまして、私の一般質問を終わります。まことにありがとうございます。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 次に、2番串田金八君。

（2番 串田金八君質問席着席）

○2番（串田金八君） それでは、質問をいたします。私は、公立福生病院について2点質問いたします。

医師不足について質問しますが、さきの12月議会で、先輩の清水議員も福生病院について質問いたしましたが、どうしても医師の確保が心配で質問することにしました。医師不足については、これまで市民の間でも新聞各社でも大分騒がれていますが、徐々に解消してきているのでしょうか。今までに聞いたことを幾つか拾ってみました。産婦人科の医師が不足して、しばらくの間閉鎖していたとか、小児科の医師がいないとか、大学の研修のために医師を病院から引き上げていたことなどを耳にしました。市民としては、病気になったとき、福生病院に飛んでいくわけですが、行っても治療をしてもらえないことが一番困ることです。昨年か一昨年のことだと思いますが、京都で起きた事件で、産気づいた若い妊婦が救急車に乗ったまま、何十軒も病院をたらい回しにされ、やっと受け入れてもらった病院で、赤ちゃんは無事に生まれたものの、母親の命は助からなかったという事件がまだ鮮明に記憶に残っていることと思います。

医師不足で困っている福生病院でも、よそ事ではないのではないのでしょうか。全国的な医師不足はテレビ、新聞等マスコミ報道で皆さん御存じのことだと思います。福生病院では地元で公立病院があって、大変助かっているのですが、ここで新病院として建てかえられ、新しい診療機材、診療道具があっても、また薬があっても、医師がいなくては何の役にも立ちません。福生病院におきまして、現在閉鎖されている、あるいは診療が行えない状況にある診療科があるのか、その辺の状況を教えてください。

また、人工透析にかかっていた患者さんの皆さんが、福生病院からほかの病院に転院されたことがありましたが、それはいつのことで、どのような状態で行われたのか、そのあたりの事情と患者さんの人数は何人ぐらいだったのか教えてください。

次に、平成21年に完成する新病院の構想についてですが、平成21年に完成して、新病院として輝かしく「新福生病院」としてスタートするわけですが、だれしも思うことはこんなに医師不足と騒がれているのですが、この先、医師確保ができるのか、医師体制は大丈夫なのか心配です。

そこで、新病院に向けての患者への対応、スタッフの構想などどのようにしているのか教えてください。

以上で、1回目の質問は終わります。

（市長 野澤久人君登壇）

○市長（野澤久人君） 串田議員さんの御質問にお答えをいたします。

公立福生病院についての１点目、医師不足についての御質問ですが、現在、福生病院での診療科目は１６科目であります。このうち入院患者を受け入れられず、外来患者の診療のみとなっていますのが、耳鼻咽喉科と心臓血管外科の２科でございます。これは平成１６年度から始まりました卒後臨床研修の制度化により、大学病院が派遣先の医師を大学病院に戻した結果、全国的な医師不足を招き、地域病院の医師不足を生じさせているという特異な状況によるものであります。

次に、人工透析患者の転院についてですが、平成１５年秋に、腎臓専門医の派遣が打ち切られるというような情報があり、関係大学病院を初め全国の大学病院に医師派遣のための文書依頼等をいたしました。平成１６年３月に、大学病院から医師の引き上げ通知を受けたため、患者の皆さんに説明会を開催いたしました。

医師不足でも福生病院での治療を望む声もある中で、病院の責任として専門医による治療を受けていただけることが、患者にとっても最良の選択肢であるという見地から、同年４月に他の病院及び診療所に分散して、４３名の方に転院をしていただいたということでございます。

次に２点目、平成２１年度に完成する新病院の構想についてですが、総体的に言いますと臨床研修医がその制度を終わりに出てくるという状況がこれから出てまいります。病院そのものの病床数は３１１床でございます。現在の２１１床から１０５床ふやし、診療科目も現在より１科目ふやしまして、１７診療科目となってまいります。開院後の平成２２年度におきましては、非常勤医師も含めまして５７名の医師を確保し、各診療科目に少なくとも２名の医師を常勤配置してまいろうと計画をしております。

このため、医師の確保等に向けまして慶應大学、杏林大学、そのほかの各大学の医局に派遣の依頼をしております。また、人材紹介会社への照会だとか、福生病院のホームページでの医師募集の掲載、病院常勤医による友人医師への依頼など病院を挙げての取り組みを現在行っております。

これによりまして、平成１６年度に２９名の医師が、平成１８年度には３７名になりました。福生病院としましては、昨今の医師不足という困難な状況ではありますが、今後もこの取り組みを継続していくということでございます。

以上で、串田議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○２番（串田金八君） 市長の丁寧な御答弁、ありがとうございました。

福生病院のことであり、市の直接の行政と少し離れるものでありますが、何分にも医療のことであり、市民として少し知っておきたいと思いますので再質問をさせていただきます。

答弁の中で、診療科目１７と病床数３１６、医師５７名、診療科目ごとに２名以上の医師を配備するとの答弁でしたが、新病院に対しての備えが万全だと察します。そこで、今の病院の内情でスタッフの中で、なくてはならないのが看護師さんです。看護師さんのことも市民から心配されている声を再三お聞きしますが、今の看護師さんの数は足りているのですか。また、病院の開院時になって看護師さんの数が足りないなどの心配はないのですか、お尋ねします。

先ほど、診療科目を1科目ふやして、17科目を予定されているとのことでしたが、その科目は何でしょうか。また、診療科目ごとに2名の医師を常勤配置することに向けて考えていこうとされるようですが、その意味を少し教えてください。

次に、大学病院と医師確保の交渉をする中で、ネックになっていることは何ですか。例えば山崎豊子原作、テレビドラマの「白い巨塔」の中で、ものすごい医師団、医局のピラミッド組織にぶち当たって、どうにもならないジレンマなどテレビ画面にかじりついて見た人はたくさんいると思いますが、「福生病院もあのドラマと同じように、大学病院の学長の一言でどうにでもなるのではないですか」と聞かれたことがあります。その交渉のネックになっていることがありましたら、差し支えない程度に答弁してください。よろしくお願いします。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、串田議員さんの再質問に何点かございますので、御答弁を申し上げます。

まず、看護師についてでございますが、現在のところ福生病院では病床211床に166人の看護師がおりまして、特に不足の状況はないとのことでございます。そして、新病院後は病床316床になるわけでございますが、このために、平成19年度から看護師50人、助産師10人の募集を段階的に行いまして増員をしてまいろうということでございます。

また、看護師の確保につきましては最近医療法による看護師の配置基準の見直しが行われまして、その配置基準がそのまま推移するかどうか、そういったあたりも状況を見きわめた上で、看護師の不足がないよう対応してまいりたいというふうに聞いてございます。

次に、新病院になりまして新たに設置を予定する診療科目でございますが、歯科口腔外科、いわゆる口の中の診療を行なう科目を新設したいということでございます。

それから、各診療科目ごとに2名の常勤医師を配備する目的でございますが、現在、皮膚科、眼科など常勤医師が1名の診療科がございます。1名の医師ですと、例えば学会の会議に出るとか、あるいは専門研修に行くとかそのほかの諸事情によりまして診療がなかなか難しくなり、このようなことを考慮いたしまして、また市民や患者さんの医師不在を心配することがないように、2名の常勤医師の配備に向けて最大限努めてまいろうということが、福生病院としての意向であるということでございます。

次に、医師確保の交渉におけますネックということでございますが、卒後臨床研修制度、これが困難にしているかということもございまして、具体的にはやはり個々の医師の個人的な事情と言いますか、そうしたものが多いようございまして、福生病院としては医師確保のネックになっていることを、特に特定をすることはなかなか難しいのではないかと、そんなようなことでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（串田金八君） 部長の答弁、ありがとうございました。それでは、要望いたします。

最近、各方面の人工透析医院で患者の確保のため熾烈なサービス合戦をしていると知りました。自宅まで送り迎えし、食事つきで、至れり尽くせりのサービスだと言っ

ていましたが、民間だと腎内科の医師がそろっているようですが、なぜ公立病院だと医師不足になってしまうのか、素人考えですが、民間の医師と公立の医師とでは給料の額が違い過ぎるのではないのでしょうか。公立病院ではいろいろな問題があると思いますが、すべて患者のためです。よりよい改良ができますように要望いたします。

次に、今までの経過の中でよく耳にするのが、医師がいなかったらどこかの大学病院に任せてみたらどうかなど、いろいろな方面から聞いておりますが、公立民営化の話は今までに持ち上がったことはあるのですかとお聞きしたいのですが、これはこの程度にして、将来に向けての意見として要望しておきます。

次に、3年前に転院を余儀なくされた患者さんにお会いすることができ、話をお聞きしたところ助けを求める真剣な顔で「転院説明会のとき、2年で福生病院に戻れると説明があったのに3年たっても福生病院に戻れず、困り果てている」と、言っていました。説明会のとき以来精神状態がおかしくて、命の不安やこの先どうになってしまうのかが心配で熟睡ができず、一晩に何回も目が覚めてしまうことが頻繁にある始末だそうです。

人工透析プラス精神状態の異常で大分疲れ果てていました。そんな福生病院をなぜ選ぶのかとお聞きしましたら、福生病院なら他の病気が併発したときにも人工透析をしながら治療してもらえるので安心感があり、治療に専念できるとのことです。

そんな患者さんの期待にこたえるよう医師確保に全力投球をしていただき、万全のスタッフで明るいよりよいサービスで、信頼できる新福生病院としてスタートすることを要望して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 11時まで休憩いたします。

午前10時49分 休憩

~~~~~

午前11時 開議

○議長（石川和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、21番遠藤洋一君。

（21番 遠藤洋一君質問席着席）

○21番（遠藤洋一君） おはようございます。インフルエンザではないと信じていますけれども、風邪が重いので、最後の1回ぐらいは美声をとりましたが、聞き苦しい声で大変に失礼いたします。

それでは、一般質問を行います。質問は二つの項目から成っています。「あいつのことだから、どうせ基地と何かだろう」とお思いでしょうが、全くそのとおりでありまして、一つ目には横田基地のことについて少し伺っていききたいというふうに思います。もう一つは、昨日、市長が所信を表明されましたけれども、施政方針をお聞きいたしまして、そのことにつきまして幾つかの質問をさせていただきたいというふうに思っております。

まず、第1番目の横田基地についてですけれども、横田基地についてのいわゆる米軍再編、ツープラスツーから始まった、ここ2年近い動きがあるわけですが、

その間に、例えば去年の今ごろ、私たち議員は全員で、移駐してくるという府中にあります自衛隊航空総隊の見学に行ったり、あるいはまた視察に行ったりということによっていろいろな見聞も広めました。同時に、担当や、あるいは市全体、市長、あるいは全市議会議長会会長であるところの石川議長さんには大変お世話になりながら、ここまで来ているわけですが、その自衛隊の総隊司令部の移駐に関しましては、どのように進行しているかということをお伺いしたいと思っています。

それから、もう一つは、これは新聞の報道で私は読んで、後から調べるということになりましたけれども、横田へのハワイの第13軍からミサイル防衛用の第1分遣隊が横田に派遣される、約50名であるという新聞記事が、それぞれあちらこちらの記事に載りまして、「おや」とは思ったのですが、さらにほかの新聞などでも詳しく出たところがあります。市としてはこれにつきまして、どのような理解をしているかということをお伺いしたいと思います。

それから、3番目ですが、これはホームページにも載っていることで、皆さんも大変に憂慮をなさっていることではないかと思っておりますけれども、米軍機に放射性物質、もちろん原爆、水爆という意味ではありませんが、この場合に言っているのは、主に劣化ウランなどにつきましての放射性物質が載っているという、登載されているということが発表されました。その発表そのものは、実は沖縄の新聞でありますところの「沖縄タイムズ」が11月8日に——この記事は、いろいろ担当にも聞きましたけれども、大変長い間調査をした結果だそうですね、米軍機に放射性物質、劣化ウランが多数、県内基地配備機にも、事後で被爆の可能性もあるのだというような記事がたくさん出ました。そのうち、心配をしておりますのは核なりが飛来するというよりも、横田にもありますところのC-130や、C5A大型機などに劣化ウラン——劣化ウランと言っても別にウラン弾であるわけではないのです。劣化ウランというのは皆さん、私もそうですね、耳に大変よく聞くようになったのはイラク戦争当初において劣化ウラン弾を使った。「劣化ウラン弾」というのは、劣化ウランそのものは非常に比重の重い物質ですので、あるいは高熱を発することができるので、敵の戦車に弾が当たるとそのまま貫通をする力があるようなそういう重い物質ですが、それが例えばつい最近まで飛んでおりましたC-141や、今も飛んでおりますC5A、あるいはKC-10などに使われている。あるいは——これは具体的には基地対策特別委員会で沖縄、入間も視察いたしまして、その時にCH-53Dですか、ヘリコプターが宜野湾市の沖縄国際大学の壁にぶちあたったことがありましたけれども、そのときの記録のDVDを見せていただきまして、これは基地対策委員、だれでも持っていてよろしいということで、控室のコンピューターの中に入っておりますので、ぜひ全議員が見た方がいいと思っておりますけれども、消防署が来るよりもまず軍隊が来て、黄色いテープを張っていく。先に黄色いテープというのは万国共通みたいで、日本でも警備テープは黄色になりましたが、それを張って、まずはとにかく日本の消防は入れない。化学防護服を来た人たちが飛んできて、いろいろ捜し物をしていく。それは基本的には、バランスウエイトと言うのですけれども、大きな重量の飛行機のバランスをとるために小さくて重いもの、つまりこの場合には、例えばマグネ

シウムとかそういうものになるのですが、そういったものとして劣化ウランを使っていたということで捜したわけです。

劣化ウランについては、よく考えてみますと1985年に日航ジャンボ機が御巢鷹山に墜落した際も、そのことを一部週刊誌が書きましたけれども、まず最初に山の中に入っていたのは、自衛隊の化学消防隊であって、まずみんなで劣化ウランの場所を捜していたというようなスキャンダルっぽい週刊誌の記事もありましたけれども、そのときにはまさかそういうふうに使っているとは思わなかったんですね。しかしながら、現実には使用されているということはわかりましたし、このことそのものは、空軍を調べていた記者が見つけたものですが、公開されているのです。米軍のライト・パターソン基地、オハイオ州ですけれども、そこでどういう航空機に積んでいるか。大きいものも小さいものもあるのです、中には我が市が問題にしたUH-1ヘリコプターなどに関しては、計器板だけとか、それからC5Aに関してはバランスを上げるとか、その使い方は大変大小であったり、あるいは少しずつ減らしている方針でもあるのですけれども、現実にはそれを載せて飛んでいるわけです。

何が危険かと言え、例えば基地の中で事故が起きて、飛行機が飛散をするということがあったり、あるいはこの間、僕が言っている、夜、C-130などがグルグル回っていますけれども、よしんば事故があったときに、多分そういうものが飛沫として飛び出せば、発がん性の非常に強いものですし、劣化ウランだから、「劣化」と言うから安心ではないかと思えば、これは大違いで、つまり何で「劣化」なのかと言うと濃縮をした結果できる、つまり原爆などの材料にするものは濃縮ウランなのですが、濃縮しきれなかった残りなのです。だから、全くウランはウランなのです。ただ、そこから出る放射線の量が原爆にするものよりも少ないので劣化ウランと言うのであって、何か劣化してひび割れしたようなウランを想像するのですが、決してそうではないですね。

そのことについて心配だということで、横田基地を抱えている周辺市町村が外務省に対して、麻生外務大臣に対して質問状をお出しになりましたが、それにつきましては私、議員も見ているわけですが、ホームページにも掲載されています。その返事が全く木で鼻をくくったようなというのは、こういう言い方をするのだろと思えますけれども、米軍に聞いても言わない、知らないからわかりませんよというような答弁書は来ています。これでいいのかということなのです。

ホームページに載っている回答については、単純に言うと、政府としては米軍の航空機の部品の逐一については承知をしていない。なお、米軍からは航空機はその部品構成を含めさまざまな状況下における安全面を十分に考慮し、事故が起きても住民の健康に被害が及ばないように製造されている旨の説明を受けており、米軍の部品構成に関し、米側に情報開示を求める必要がある特段の問題があるとは考えていない。これが、つまり永田町に落ちることなどは全然考えていない。どこに落ちるかわからないし、実際には横田基地から麻布のヘリポートにどんどん飛んでいるわけですし、今、現に使っているUH-60にも使用されているわけですから、どこで事故が起こるか、あるいはどこで被曝があるかわからないという状態で、こんな返事だけで我が5市1

町はいいのだろうかという気がしているのです。

しかも、口頭メモというものです、私たちの手元に送られてきたのは。しょうがないのでしょうけれども、こんな重要なことが口頭メモでいいのだろうかというような気がしています。これにつきましてはどのようにお考えかということをお伺いしたいというふうに思っています。

それから、4番目にやはり議員には連絡が来まして、日米の合同統合演習、指揮所演習というのをやっている。これは実際には音がほとんどなかったということだと思いますけれども、どのような市民からの苦情、その他があったのかということをお伺いしたいと思います。

それから、今の合同演習ですけれども、これは、今は合同演習だけど、実際には運用されていくときに僕が最初に述べた自衛隊の航空総隊司令部が横田の中に来れば、もう一緒にやることになるわけで、それそのものは市議会で質問するようなことではないと思いますけれども、憲法で定めるところの集団自衛権の禁止に触れるのではないかというふうに強く思うのです。それはやはり実際にそれぞれが憲法をどう考えているかにもよりますし、首長さんたちがどう考えているかにもよりますけれども、より危険度が増すというか、ねらわれる頻度が激しくなるのではないかというふうに思いますし、このペースで統合演習がずっと続くと、もう何年たっても米軍と一緒にすることということになって、相模原市が反対で、再編反対でつくったスローガンが「このままでは100年たっても基地の町」という相模原市がつくったスローガンですが、市民がつくって勝手に言っているのではない、相模原市がつくったスローガンですけれども、本当に横田基地の場合にも恒久化していくのではないかという心配があります。それもぜひ伺っておきたいと思っています。

それから、どうも夜8時を過ぎるとC-130輸送機がどこかあちこちに、バランスで劣化ウランを積んでいるかもしれない、積んでいないかもしれないが、とにかく訓練飛行が相変わらずうるさいですね。特に、僕は、今さっき人工透析の病院をもっとちゃんとつくってくれという串田議員の一般質問で、応援を受けている患者のひとりですけれども、夜になると、6時ぐらいになると羽村の駅の近くの病院に行くのですが、福生には夜間やってくださるところがないものですから、それで行くのですけれども、ちょうど羽村から青梅にかけて非常に低空で訓練が続くのです。これで一体どれぐらいやっているのかというと、このごろ気がついてみると昼はちっとも飛んでいないでしょう。昼は、少なくとも滑走路直下は出たり入ったりはあるだろうけれども、以前は庁舎の上だとか、このコースをよく飛んでいたのが、最近飛ばなくなった。そのかわり、こう言っただけけれども、コースを変えて、あちらの住民の方が迷惑をしているわけですが、これは我が市にどれぐらい影響があるのか、あるいはどんな苦情があったのかということについて伺いたいし、結論的には旋回飛行もやめってくれと、つまり離着陸、国の首長いわく、国が置いた施設ですから、しょうがないところがあるけれども、別にあえてその近くの市街地上空でやらなくてもいいのではないかと、このことを僕はずっと20何年間言い続けているのだけれども、ちっとも減らない。おまけに今、たまには通勤や、あるいは自動車で16号線を通る方がいて、

ちらっと横目で、左目で基地の中を見ると、飛行機はほとんどいませんよね。僕もほとんど何日か置きかくらいに基地を見ているんですけども、今、C-130は3機ぐらいしかいないのです。公的には、記録では13機いるのです。基地の変更があるということは去年の一般質問などでお聞きしまして、新しい機種にどんどんなっている、アラスカから来ては交代しているわけですけども、ほかのはどこに行ってしまったのだらうと、要するにほとんどイラクというか、クエートにアメリカの大きな基地がありますから、そこから日本の自衛隊も飛んでいるのです、C-130も。それから、バクダッドや、あるいはもっと北部のところに荷物を運ぶために、あの飛行機も動員されているのだらうと思ひまして、残っている飛行機がそんなに少ないのに、うるさいから何事だとも思ひますけれども、夜の旋回飛行についてどのように防衛庁に言っているのかをぜひ伺いたいというふうに思っています。

それから、ことしも穏やかな三が日を送ることができましたよね。こういうふうに必ず連名で、あるいは我が市が申し入れると、それについては非常に遵守されていくというのは、市民の皆さんにとってはごく当然だと思いますし、そういう要求をずっとしてきたわけですから、その限りにおいては結構だと思いますけれども、飛行状況がどうだったかをぜひ伺いたいというふうに思っています。

さて、そこまでが横田基地分の質問です。

それから、二つしかないのですが、2番目は昨日市長から伺いました施政方針について幾つか私なりに聞きたいところがありまして、伺っておきたいというふうに思っております。

総合的な問題、環境や子育て、さまざまな課題が我がまちにあって、おまえは基地のことしかやらないのかというふうに言われることもあります、しかし議会というのは22人の議員さんがそれぞれ分野を持って、それぞれ専門的に、それぞれ頑張っていて、あるいはそれぞれの地域からの要望をお願いしていくところですので、私の場合はどうやら基地だということで、みんなそういうふうに言っている、僕もそう思っていますけれども、だからと言って決して地元の問題をおろそかにしているわけではありません。一応言っておきます。

で、一番心配なのはこれから予算審議が始まりますけれども、来年度の予算というものの規模もやはり中身的には随分頑張っているのですけれども、見かけ上は膨らんでいますよね。どうしても野澤市長が1回目の選挙のときに市民の皆さんの前でしゃっていた180億程度、それから職員も400人を割るような程度というところにはなかなかたどり着かない。それは、今年は福生病院の問題があり、同時に、名前はこれからつけるのでしょうけれども、二つの塔のある市役所の本庁舎、まだ完成していないことがありますから、当然予算が膨らむことにつきましてはやむを得ないことだと思いますけれども、私が心配しているのはむしろ歳入の方の問題でありまして、我が市の経済を、一つ言えば「基地経済」という言い方は非常にいやな言い方ではありますが、交付金その他で依拠しているところが非常に多いわけで、そのことにつきましては毎回決算時にはきちんとした表もいただいておりますし、それははっきりしているのですけれども、今度の米軍再編で一体どうなるか。新聞記事等々では

防衛省への昇格ということもありますし、再編交付金というようなものが出てき始めているのです。これは何と言うか、米軍再編交付金が出るぞと、あるぞというのだけれど、米軍再編交付金もさることながら、いわゆる基地交付金がどうなるか、補助金がどうなるかということについて予測を少し立てた方がよいのではないか。あるいは、どういう予測で今回の予算が成り立っているのかということで、これは予算方針で最初に聞くのかと思ったのですが、そうでなくて、これからのものもありますから、再編交付金などはこの間の臨時国会、野党がみんな休んでしまった臨時国会でパッと通った法律ですが、これから政令その他が出てくるのでしょうかけれども、再編交付金などはどのように影響してくるのかということと、それから、議員の皆さんも理事者の皆さんも御存じのことだと思いますけれども、岩国市は新庁舎の計画があったわけで、それは当然我が市と同じように防衛補助がつくはずだったのですが、あそこの井原さんという市長さん、別に市長さんだけが反対だとは思いませんけれども、住民投票をやっても岩国基地の拡張はノーでしたし、それから選挙でもいつも岩国基地をウオッチングしている田村順玄さんという人が圧倒的多数でトップ当選をしているのですね。同じ基地を見る議員で、こんなに違うのかと思うほど、たくさん田村さんは取っているのですが、要するに民意としてはこれ以上うるさくなっては困るという民意だと思います。そうしたら、KC-130が来ない、来てくれるなというのであれば、騒音は大したことがないだろうから市庁舎の補助金は要らないだろう、その正式な文書は来ているし、多分担当の方はコピーを持っておられると思いますし、それから、一部ネットでは現物が載っております。だれでも読めるようになっていますし、私が主宰をしておりますリムピースという「追跡！在日米軍」というネットの中にも、岩国分としてそれが載っておりますけれども、そういった一種懲罰的なことを押さえると、ほかの自治体がやはりひるむわけですよ。そこのところの辺も含めまして、「これはちょっと考えなければいけないな」というふうに思って、交付金はどういうふうになっていくのかと。

交付金だけではないけれども、これは多分交付金とは全く関係ないし、基地とも関係ないのかもしれないけれども、元車力町、車力町というのはXバンド・レーダーという大きな、巨大レーダーで、渋谷の奥まで見えてしまうというレーダーですけれども、Xバンドレーダーの設置をすることに去年、ロードマップ中間報告で決まった車力村出身の、敦賀市の元車力村会議員、現在、敦賀市議会議員が亡くなりましたね。事件性がなければいいと思っているのですけれども、どうせそういうことを書き立てるやつがいるかもしれませんけれども、とにかく彼も非常にXバンド・レーダーについては反対の立場をとった、明確な人だったのですが、そういうことになっています。

結論から言うと、この米軍再編法や再編交付金などにつきましてどのように考えていくのかということをやっていきますし、ますます米軍再編で日米同盟推進などと、まずは同盟の心が大事で、お金が大事ではないなどと言われても困る。まず、お金があるからちょっと協力してあげているのでしょうというぐらいのところがありますから、そこについてのことをぜひ伺いたいと思っています。

それから、基地のことではないのですが、これも市長の施政方針の中に、いわゆる

市民参加条例その他につきましてお話が出てきています。具体的にはどのようにお考えかということをご伺いたいというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思っています。これから横田基地はどう変わっていくか、あるいはまちがどう変わっていくか、あるいはたくさん今、この間、ハザードマップも全議員さん含めて配りましたし、まちの様子がどんどん変わっていくと思うのです。そのときに、やはり市民一人一人が一緒になって危機に臨むようなことも必要ですし、みんなで意見を出し合うことも大事ですし、それから今、出前講座もやっているようで、だんだんそういうものが基本的にはこうなのだというような参加条例などが必要ではないかというふうに思っていますけれども、それはどのようにお考えになっているかを伺いたいというふうに思っています。

それから、3番目ですけれども、市長の言っていたところの米軍に対する6項目の要求という中でも、具体的には西住宅の一部を想定しているのではないかとこちらは勝手に考えているのですが、返還の問題があって、地位協定24条では、要らなくなった土地は返しなさいということにもなっているわけですが、これにつきまして新年度、例えば調査をするとか、そういったような形で——新規施策を見ても出てこないのですが、途中からでも構わないと思いますけれども、どのように日米関係が変化をするかわからないのですよね。大体、久間という防衛庁長官は、公然とイラク戦争の始まりは歩はなかったのではないかとか言って、何か乱れていますし、それから大体きのう、盛んに話題になっていたのはチェイニー副大統領が来ているのに首相の方は元アメリカの大統領候補だったゴアのつくった、いってみれば反米映画ですよ、アメリカのおかげで地球はこうなってしまうというような映画を試写しているのを見に行くと、副大統領がおかんむりだったとか、いろいろ日米関係もぎくしゃくしているところがあって、本当にロードマップのとおり進むかわからないというところが出てきていると思うのですよ。その中で、やはり独自にここを返せというようなことを言うのが大事ではないか。

稲城市は事実上の米空軍基地の市民への開放という形で、読売に大きな記事が出ましたけれども、多摩サービス補助施設のところのフェンスを撤去してしまって、自然公園にしましょうというようなことですし、稲城のあたりは割と成功しているのですよね。そういう形で、西住宅のところが自由に通れて、なおかつ施設も、事実上の返還というようなことを望んでいますけれども、それについて研究だけではなくて、具体的にもう少し進んだ形になっているかどうかということをご伺いたいというふうに思っています。

以上で、私の質問席からの一般質問にさせていただきます。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) 遠藤議員さんの御質問にお答えをしてみたいです。

横田基地についての1点目、航空自衛隊航空総隊司令部の横田移転につきましては、12月議会でも御報告しておりますけれども、防衛施設庁から航空総隊司令部庁舎の建設場所が、在日米軍司令部庁舎前の駐車場として、面積約2万平方メートルとの回答を得ました。

その後の進捗状況でございますけれども、東京防衛施設局に確認いたしましたところ、場所と規模を含めて日米で現在も協議中とのことでございまして、現時点では日米合同委員会の同意は得られていないということでございます。

次に、2点目の横田に派遣された第13空軍第1分遣隊について、1月4日に横田防衛施設事務所を通じて、横田基地広報部から分遣隊の新設の情報を得ました。その内容は、横田基地に米第13空軍の分遣隊を新たに設置し、航空自衛隊や第5空軍、ハワイの航空宇宙運用センターと調整し、日本の航空運用の企画計画、調整及び執行を行うもので、構成人員は50人というものであります。ただ、第13空軍の分遣隊を設置することによる人員は、すべて第5空軍の人員を充てるもので、横田基地の人員に変化はなく、住宅や施設の大きな変更はないとのことでございます。しかし、1月28日には横田基地にケニー司令部日本が創設されたとの報道もありましたが、国からは特に情報がございませんでした。

分遣隊について、またこのケニーの問題についても不明な点が多いため、東京防衛施設局及び外務省に問い合わせをいたしましたところ、東京防衛施設局から2月13日に回答を受けております。その内容は、第13空軍分遣隊発足の意義、背景、米軍の意図については、「人道的あるいは戦時的危機の際、日本を防御することを目的とし、計画及び対応を迅速化させるための強化であり、この動きは、弾道ミサイル防衛における両国の能力を強化することにもなる」というものでございます。また、「第13空軍分遣隊とケニー司令部日本は同一で、この組織の正式な名称は第13空軍第1分遣隊である」などでございます。このことについては、今後いろいろとお知らせもしていかななくてはならないと思っております。

また、普通交付税の基準財政需要額への算入の問題等もございまして、これらについては東京都総務局にも確認したところ、軍人・軍属等の人数が増加するのであれば、地域振興費で算入されるとのことですが、人員に変更がないため、普通交付税には影響がないと考えております。また、特別交付税についても、現段階では情報がありませんので、七、八月ごろに示されてくることになろうと、こんなふうに思っております。

次に、3点目の米軍機に放射性物質が搭載されているという報道について、横田基地周辺市町基地連絡対策連絡会として、米軍機の放射性物質の使用について平成18年11月24日に東京防衛施設局に、また、12月20日に外務省に質問をいたしております。

東京防衛施設局、外務省からの回答はいずれも「政府としては、米軍の航空機の部品の逐一については承知していない」というような形でございました。また、外務省では米側から「航空機はその部品を含め、安全性を十分考慮し、万一事故が起きても住民の健康に影響が及ばないよう製造されている」旨の説明を受けており、米側に情報開示を求める必要性はないと考えているという見解が追加されておりました。

横田基地広報部にもこの件について確認いたしました。規則により回答できないということでございます。

少し、何と言いますか、びっくりというような感じのことでもございました。このよ

うな情報の中で、外務省が米側に新たな情報提供の要望をしない限り、これ以上の進展は望めないという状況であるというふうに見ておりまして、東京都を加えた5市1町の総合要請の形で対応することが最も効果的ではないかと、そんなふうを考えておりまして、その方向で検討してまいりたいと思います。

次に、4点目の日米合同演習における市民生活の影響についてですが、1月29日から2月8日までの11日間、自衛隊は市ヶ谷駐屯地を中心に、在日米軍は横田基地を中心に、自衛隊員は約1350人、在日米軍は約3100人が参加し、日米共同統合演習が実施をされたということでございます。

この演習は、通信による情報伝達についての机上の演習が主なもので、装甲車や航空機などが活動するような演習は行われなかったため、市民への影響というのは特になく、また市への苦情も寄せられていないところでございます。

次に、5点目のC-130輸送機の夜間の訓練についてですが、平成19年1月の飛行回数は、平成18年度中で最も多かったわけですが、横田基地広報部からは、1月はタッチアンドゴーの訓練がふえたためと聞いております。なお、C-130の飛行回数につきましては、担当部長からお答えをさせていただきます。

次に、6点目の正月三が日の飛行状況につきましては、毎年、正月三が日の飛行停止の要請をしております、これは議会の方にもお願いをしておるわけでございますが、ことしの元旦と2日の飛行実績はございません。また、3日には誘導灯付近で19回の飛行が観測されております。横田基地では、正月三が日については必要最低限の飛行にとどめているということでございまして、司令官の話でもいろいろと配慮をしているというようなことで、これは要請の成果として評価しているところでございます。

次に、2項目目、私の施政方針の関係での1点目、米軍再編、自衛隊移駐などによる交付金の変化についてでございます。まず、基地交付金の国の予算は、これまで3年ごとに全体で10億円が増加するという形で進んでまいりました。平成19年度はその3年目でしたが、国の厳しい財政事情の中で全国市議会議長会基地協議会等の御支援や、私も夏と、それから12月の全国基地協議会、あるいは防衛施設基地周辺整備全国協議会の要請行動などを行っておりますけれども、いずれにしましても大変だという状況の中で、国の19年度予算では全体で10億円の増額が内示をされまして、今までどおり3年ごとの増加が認められたところでございます。また、特定防衛施設周辺整備調整交付金の方は、国予算は1億円の増額が内示されております。

航空自衛隊航空総隊司令部の庁舎建設にかかわる影響という面が出てくるわけですが、一般の国の施設が固定資産税は非課税でありますことから、自衛隊の司令部庁舎、隊舎などの自衛隊施設が建設されても、基地交付金への影響はないものとされておりますので、このことについては今後、何らかの配慮を要請していかなければならないと考えております。

次に、再編交付金につきましては、国は平成19年度の予算で51億円を計上し、今国会で法律を成立させる予定となっておりますが、交付金の対象事業や交付金額など、具体的な内容は法律の成立後3カ月以内に政令や省令で告示するというところでござ

ざいまして、明らかにされておられません。福生市の19年度予算でも事業が見込めない状況のため、今後必要に応じ対応を図り、議会とも御相談しながら進めてまいりたいと存じます。

この再編交付金は、10年間の時限立法で、その主な内容は「在日米軍の再編にあたり、周辺地域における住民生活に与える影響が増加する防衛施設を指定し、その周辺市町に対して住民生活の利便性の向上などに係わる経費に充てさせるために交付金を交付すること。また、交付金は市民生活に与える影響の増加の程度を考慮し、再編に向けた措置の進捗状況に応じて交付する」としております。したがって、米軍再編のためのロードマップについて自治体が受け入れた場合に交付され、事業の進捗状況に応じて交付金が交付されるということでもあります。

考え方としてはどうかと思うところもございしますが、これらの問題につきましては今後、5市1町の連絡会等も開催をいたしましていろいろと協議をし、その上で要請する必要があるれば、またいろいろと注文をつけていきたいと、こんなふうに思っております。

次に、2点目の市民参加条例など市民の主体づくりはどのように計画されているのかについてですが、分権型社会における自己選択、自己決定、自己責任という考え方、自立というものへの理解を深め、その上で互助、協働を理解し行動することがまちづくりや市民の幸せにつながるというふうに考えてまいりまして、多くの市民の方がまちづくりへ参画し、ともに汗を流すことが重要だと、こんなふうに思っております。

このような自治への理解が深まる過程で、市民参加条例、市民基本条例のような市民参画、市民自治のルールが必要となってまいります。現在、このようなルールを全市民のものにするために、どのような過程で、どのようにつくり上げていくことがよいかなどについて庁内のプロジェクトチームで検討を進めており、本年度中に報告するよう指示をしております。

基本的には、この報告に基づいて考えてまいりますが、当面、市民の皆さんに市政出前講座などの活用や、市民や市民活動団体の方々との情報、意見交換などを進めまして、輝き市民サポートセンター等での市民一人一人の意識、職員の意識というものを高めながら進めてまいりたいと思っております。

3点目の、基地西住宅の一部返還についての新年度計画につきましては、昨年3月に国に要請しております6項目の中で、国がつくる交流施設等の施設整備についての場所は特定しておりませんが、西住宅地区を中心に考えておりますので、防衛省昇格の問題もありまして、東京防衛施設局といった局の方の変化もございしますものですから、その辺の時期を見ながら、これから具体的な交渉を始めていかななくてはならないというふうに思っております。総体的には引き続き6項目の要請の実現に向けて要請をしていきたいと思っております。

以上で、遠藤議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○企画財政部長（野崎隆晴君） それでは、航空機騒音の測定結果につきまして、市長の補足答弁をさせていただきます。

平成19年1月と、先月の18年12月の時間帯別の飛行回数で申し上げますと、

まず、誘導灯付近では午前7時から午後7時までが、1月が901回、先月の12月が584回で、317回の増。午後7時から午後10時までが、1月が249回、12月が112回で137回の増。それに午後10時から翌朝の7時までが、1月、12月ともに9回でございまして、増減はございません。以上、誘導灯付近の合計では1月が1159回、12月が705回で、454回の増加となっております。

次に、市役所屋上におきましては、午前7時から午後7時までが、1月が179回、12月が95回で、84回の増。午後7時から午後10時までが、1月が89回、12月が67回で22回の増。午後10時から翌朝の7時までは、1月、12月ともに飛行実績はございませんでした。市役所屋上での合計といたしましては、1月が268回、12月が164回で、104回の増加となっておりますのでございます。

○21番（遠藤洋一君） それでは、質問席より再質問をさせていただきます。

まず、市長が御答弁になりました1点目の司令部の横田移駐については、まだ合同委員会での決定ではないのだということで、今まで基地対策特別委員会などでも主幹の方から報告があったり、あるいは一般質問で御答弁になったり、勝手にこちらもどこにつくるのだろうというふうに考えておまして、第5空軍並びに在日米軍の近傍ではないかというのから、近く、前ではないかというようなことがあって、今、あるのですね、これはアルプス社のものだから、個人が使う分には構わないけれども、まるで基地は見えてしまうのですね。これは遠いから、後で、このページは簡単に検索できますから、「横田基地」と打ち込むと横田基地の真ん中辺がパーンと出てくるので。あとはマーカーをずらすとその辺が出てくる。だから、この辺が第5ゲートで、入って左側のここが在日米軍。その駐車場はここここにあるのだけれども、多分ここだろうと思うので、そういうところにつくるのではないかと。つくり始めたら秘密も何もないですよ。もとより、政府間でつくっていることです。

ただ、僕が心配をしているのは、このことによって官民共用どころか軍軍共用で、しかもなおかつどんどん恒久化していくというようなことを心配しているわけです。いつまでもたっても米軍は帰らないで、強固な日米同盟のもとにここでミサイル研究が行われる。実際に、ここでやるミサイルの研究というのは、例えば入間や、それから東京近郊にパトリオットというミサイルを置くのですけれども、それは首都をねらってくるミサイルを落とすということですが、ここでやっている研究は弾道ミサイルと言っても日本を越していくような研究ですよ。日本を越してどこに行くかといえば、それは太平洋に行くので、アメリカをねらっているような弾道ミサイルですよ。

昔、米ソ軍拡時代にはICBM、IRBMというものをよく聞きましたけれども、アメリカでもいまだに壊してはいるけれども、サイロと言って地下深く埋まっている原水爆がまだあるのですけれども、それが飛んで相手を打ちに行くというようなことをやっていた。同じようなことを今度は中国がやっていけば、アメリカ本土がねられるわけですから、その途中の一番いい防御策は我が日本でありまして、そこで太平洋なり日本海なりを渡ってくるものをそこで発見して処置をするというようなことでありまして、さっきも言ったようにアメリカが攻撃を受けるときに一緒になって行くというようなことは集団自衛権は認められておりません。憲法では認められていませ

んから、そうすると調整するような機関そのものが怪しいということになってくるわけですけども。流れが流れですから、何せ防衛省もできたことですし、どのようなことになるかわかりませんけれども、言ってみれば、市民に危険を招くような、あるいは安全性が低くなるような施設を持ってきておいて、ただ「はい、置きました」ではやはり済まない。「そんなものいやだ」というふうに言ってほしいと思いますね。

「いやだ」と言えば言うほど考える人もいるでしょう。しかし、少なくとも今まで私たちの理解では、米軍基地であるというような理解はしているわけですから、これだと米軍と自衛隊の共用基地、もしくは合同基地になるわけで、しかも最も重要なものは、新しくつくるのですから、今まである滑走路をどっちも使いましょうという話ではないわけですから、そここのところはぜひ市長におかれまして、あるいは議長の議長におかれまして、国に対し厳しい態度をとっていただきたいということを要望しておきたいというふうに思います。

それから、その次になりますけれども、ハワイから第13空軍のミサイル防衛分遣隊の派遣ですが、いわゆる今の総隊司令部の移動と機を一にするというか、それよりも素早くハワイから13軍の分遣隊がやってくる。よく調べてみるとペーパーだけであって、随分派手なセレモニーを行ってきたのですけれども、その割に人は来なかった、帽子をかぶった司令官だけが来た形で、どうやらそのおじさんがケニーさんという人らしくて、愛称ケニー司令部なのですね。山田隊とかそういうようなことだと思いますけれども。なおかつハワイにも分遣隊はいて、そこもケニー部隊と呼ばれるのです。そういうのが1月4日に記者発表しているのですが、基地内の新聞、電子版などを読んでいても、やっと1月9日号か何かに出てくるのです。そのときに何を言っているかという、この新しいユニット、つまり新しい部隊というのは日本、アメリカの軍事同盟のより強い絆になるだろうということになっていまして、ますます米軍指揮下の日本自衛隊というような要素が強くなってきているのではないかという心配はあります。

それで、再質問ですけども、これで50人来たわけで、「来た」のではない、中にいる人がずれただけですけども、市民生活への影響とか、あるいはその背景とかということに関してはどんな説明があったのかということが、ちょっと気になるのです。ただし、これは多分専門家の集団だと思うので、そんなに若い人も少ないと思いますけれども、どういうふうな影響があるのか。

それから、もうこれは言ってもしょうがないですが、ミサイルの司令部があるから、そこをまずたたくためにねらわれるだろうなどというのはもうこれはしょうがないので、それは議員になったころ冗談のように言ったけれども、私たちは事によるとどこかの国から飛んでくる弾道ミサイルを目で目撃して、次に光って死ぬ市民になるのではないかというような冗談を言ったことがありますけれども、わけがわからず殺されるよりは、まだだれが打ったものでやられるということがわかった方がよいかもしれませんが、とにかくどういような説明があったかをぜひ伺っておきたいというふうに思っています。

それから、13管区というのは何かものすごく――記事を読んでいる限りは管轄

区域が広いのですよね。どういうふうにそこら辺の説明を受けているかということを知りたいと思っていますし、第5空軍と第13空軍の関係などを聞いてもしようがないのだけれども、しかし私たちは、第5空軍がここにいるのだというふうに思っていたわけで、この関係がどうなっているのかなというのを、わかる範囲で教えてください。どのような形で説明したかを、ぜひ現場でやり取りをしている方に伺っておきたいというふうに思っております。

それから、劣化ウランの件ですが、外務省からの返事がいかにも木で鼻をくくったような感じです。同時に分遣隊の新設をするときもそうですけれども、口頭メモが来るのです。口頭メモが来て「心配がないよ」とかそういうことを言っているわけで、外務省と、あるいは防衛施設庁とのやり取りというのは特にNLP以降、ファックスでもという形になった。最初は電話だけだったけれども、それがファックスになり、書類になりと、だんだん人の関係がきちんと整理されていたわけですが、外務省というのはそうならないのですか。外務省の地位協定係のどんな人か知らないけれども、関係市町村の当番にここはこうだと言って、1枚の紙切れもなく、失礼じゃないかというふうに思うのですけれども、それがどうですか。僕は会った場合にきちんとした説明を持ってくるべきであって、あるいはきちんとした報告をなされるべきだと思いますけれども、どのように考えているかということが一つと、心配なのは、何で劣化ウランについてのことでこんなふうに出てきたかということ、沖縄の国際大学の事故なのです。あのときに一番最初に飛んできたのは、化学防護服を着た連中であり、すぐに黄色い線を引いて、その中には日本の警官も入れなかったわけで、現場検証すらできなかった。

実は、御巢鷹山のときも最初に登りついたのはそういう人たちであって、そこにある放射性物質を捜していたわけですよ。そうすると、例えば、こんなことは考えたくないけれども、C-130が基地の中で飛散爆発でもすれば、あそこで問題は解決するかもしれないけれども、もし万が一、市街地ででも事故でもあったら、それは当然基地の消防としても来るでしょうし、それから東京消防庁も出るでしょうし、我が消防団も出なければいけないと思うのですが、我が消防団には少なくとも東京消防庁と第374部隊の間に消防応援協定がありますよね。それはそれでよいとして、それは割と一般家屋が燃えたりすることを想定しているのですよ。まさかこんな事故で、しかもなおかつ発がん性の強いものを使っているなんて、協定を結んだときはわからなかったし、米軍は知っていたかもしれないけれども、そんなことを言わない方が得だと思っていたと思うのです。

僕はできれば、消防団についてはどのようにするかということをやっと伺いたいというふうに思っているのですよ。もちろん、消防団の仕事は大変重要な仕事ですし、特に火災予防や火災から人命・財産を守ることから言うと、非常に相互に利益はあるわけですよ。しかし、デメリットがあるところがちょっと多すぎますよ、もしも航空機の事故だったりすると。

航空機の事故のときには、単純に言えばこの間の沖縄国際大学のように、日本の警察も消防もさわらせてもらえないかもしれないけれども、あれは比較的落ちた部分が

壁にぶつかって、そこにずるっと落ちたのでよかったのですが、例えばかすめて落ちていくなどということだってあり得るわけで、そのときに火災が当然発生したり、部品が壊れたりすることがあったりすると非常に危険なのですけれども、そういうことに対応する消防団は対応ができていいのかと、実はできていなくても——できていないのが当たり前なので、あるいはこれからどうするかということを考えた方がいいと思っているのですけれども、その辺はどうでしょうか。想定がないということであれば、そこまでだということになります。なるべく想定をしてほしいというふうには思います。

それから、三が日の飛行状況につきましては何回もお願いすればそのようになるのだというようなことで、どうもありがとうございます。

それから、二つ目の施政方針についてですけれども、米軍再編のところに関しましてはこれからみんな決まってくるのだというようなことで、とんでもない新しいケニー司令部ですか、そういうものでやってくるなどということもきちんと条件の中に折り込んだ上で交渉に臨んでいただきたいというふうに思います。

2番目の市民参加条例につきましては、市民の主体性づくり、これからだということとぜひ頑張っていただきたいと思っています。

それから、横田基地というのはこれぐらい大きな、こういう、ここが我が市の、一応福生市の地図だけれども、こちら辺の大きさは713ヘクタール、このうちの12ヘクタールが西住宅、西住宅も全体を見ると我が福生市は11.7ヘクタール、羽村が30ヘクタール、瑞穂が9ヘクタール、余り使っていないのは福生分なのですよ。

（地図を示す）ぜひそこをターゲットにしていきたいと思いますし、僕が住んでいるところの武蔵野台というのは道路一本で基地というところにずっと住んでいるのです。こんなに基地に近い町会は珍しいと思うけれども、どうしてもフェンスがあって暗いのですよ。そこには木が茂っていますからね。あれが開けたらもっと明るいところになるだろうと思っていますし、そこで何らかのものが使われればと思います。

以上、要望も含めまして劣化ウランのところだけ御答弁願いたいと思います。それで終わりにしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○総務部長（田辺恒久君） 再質問にお答えいたします。飛行機事故等の災害が発生した場合の消防団についてでございますが、市内で航空機事故が発生した場合は「航空機事故対応職員マニュアル」によりまして対応していくことになります。その中で消防団活動は航空機の墜落により住宅火災が発生した場合には消火活動に当たるとともに、消防署の後方支援に当たるとされており、また、航空機への消火活動は行わないこととなっております。

また、東京消防庁と米空軍第374空輸航空団との消防相互応援協定は、目的として火災予防、火災からの人命・財産の保護及び消防活動において相互に利益を得ることとされておりまして、火災以外での想定はないところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○企画財政部長（野崎隆晴君） それでは、横田基地における第13空軍第1分遣隊

発足による影響や、背景等についてでございますけれども、市長答弁にもございましたとおり外務省並びに東京防衛施設局へ問い合わせを行った結果、東京防衛施設局より文書により、資料により回答があったところでございますが、その内容といたしましてはまず第13空軍の役割でございますけれども、第13空軍は現在、米太平洋司令部の管轄地域全域、朝鮮戦域の運用は除くといったしておりますが、この全域に及ぶ軍事作戦、航空、宇宙及び情報の運用能力に関する作戦レベルの支援、計画、指揮、統制及び実行を強化するため指定された10の組織のうちの一つであるとのことでございます。

次に、第13空軍の管轄区域についてでございますが、東西では米国西海岸からアフリカ東海岸まで、南北では北極から南極までということでございます。また、第5空軍副司令官が第13空軍副司令官を兼務するとしておりますが、第5空軍と第13空軍との関係の変化についてでございますが、第5空軍副司令官によれば、新たな立場で在日米軍司令官を支援して、米空軍の活動全般の調整に重点を置くことになり、第5空軍の組織や部隊は日本及び太平洋地域における集団的な利益を守るため、継続的に近代化しながら三つの配下航空団とともに日本にとどまる唯一の違いは、第5空軍と第13空軍間の強化された関係によってもたらされる米空軍の日本における追加能力だけであるとのことでございます。

こういった内容の説明等を受けている状況でございますけれども、何分にも理解できない内容等も多いことから、詳細等の問い合わせを行っておりますが、現時点では東京防衛施設局といたしましては、これ以上の情報を持っていないとのことでございますので、引き続き調査等を継続してまいりたいと、そのように考えております。

続きまして、2点目の外務省等のきちんとした説明の仕方等についてでございますけれども、やはり御指摘のとおり文書による回答を私ども望んでおりまして、今後とも要望を続けてまいります。

○21番（遠藤洋一君） どうもありがとうございました。ぜひ、最後の外務省との関係のところは、これから再編も巡って外務省もあちこちとやるのでしょうかけれども、甘いと思っていた福生市が実は意外としっかりしていた、やばいぞと思わせてくださいますことを要望いたしまして、終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 午後1時まで休憩いたします。

午前12時 休憩

~~~~~

午後1時 開議

○議長（石川和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番羽場茂君。

（15番 羽場茂君質問席着席）

○15番（羽場茂君） 貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。さきの通告に基づきまして、2項目の一般質問をさせていただきます。

1 項目目は商業振興についてお伺いいたします。その1点目は、高齢者が安心して歩ける商店街の創出についてということで、特に福生市の代表的な商店街である銀座通り商店街についてお伺いしたいと思います。

ある御高齢の方より、途中にベンチなどに座って休憩するところが欲しい、また車がスピードを出して通るので安心して歩けない。こういう御意見をいただきました。安心してゆっくりと、疲れることなく買い物を楽しむことができれば、違う商店街や大規模な商業施設へ行ってしまうことになります。お客様お一人の御意見というのは全般に通じることがあります。銀座通り商店街にベンチなどを配置して休憩がとれるようにしたり、車の通行規制をして、少なくとも夕方などの数時間、車を気にせずゆっくり歩けるようにできないかお伺いしたいと思います。

また、空き店舗が多くなってきていることは商店街の魅力の大きな阻害要因となります。活発に商店から声がかかることが歩いていて楽しい商店街の第1の条件だと思いますが、空き店舗対策はどうなっているか、お伺いしたいと思います。

商店街振興の2点目は、福生市の個性を生かした商店街の活性化についてと題してお伺いいたします。先日の福生市商工会賀詞交歓会での講演会で、講師の須田先生のお話の中で、福生には既に他の市にはない観光資源が存在しているので、それに気づき、発掘し、発展させていくことが大事であるという旨の指摘がございました。大変に同感するもので、感動した次第であります。商業振興の部分でも大通りの両側に商店が並んでいる商店街はどこにでもありますけれども、銀座通りの商店街のように比較的狭い道路に多くの商店が両側に密集するようなところは、この西多摩ではほかには見当たりません。非常に特徴があるというふうに思います。

また、16号線の商店街のようなところは全国にもほとんど例がないのではないかと思います。こうした他に追従されない、追随できない資源があると思われる福生で、周りの大型商業施設に負けることなく商業振興を図っていかねばならないかと考えますけれども、福生市の取り組みの現状についてお伺いいたします。

2 項目目は学校の安全対策についてお伺いいたします。大阪の池田小の事件以来、学校の安全対策は地域社会の切迫した課題となっていました。開かれた施設である学校は侵入しようとするれば容易に侵入できる弱点があります。こうした学校を守るために1点目として、学校に安全を主目的とする安全専門員の配置が必要であると思いますが、どのようにお考えかお聞きしたいと思います。

学校の安全対策の2点目は、スクールゾーンへの車の進入禁止が徹底されているかどうかについてお伺いしたいと思います。

先日も、痛ましい通学中の交通事故死のニュースがありまして、報道が大々的にされました。こうした事故を防ぐためにも少なくともスクールゾーンへの車の進入は法規に照らしても完全に守られなければならないと考えますが、現状、そうになっているかどうか、福生市のスクールゾーンについて徹底されているかどうかお聞きしたいと思います。

また、スクールゾーン以外にも通学路の中で車の通行による危険のある部分があるかと思いますが、こうした箇所の認識と、それに対する対策はどうなっているかお聞

きたいしたいと思います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) 羽場議員さんの御質問にお答えをいたします。

第1項目の商業振興についての1点目、高齢者が安心して歩ける商店街の創出についてですが、我が国も高齢社会となりまして、当市におきましても65歳以上の高齢者の方が、平成19年には1万440人、高齢化率は17.7%になっておりまして、今後の高齢化率の推計では平成26年には22.4%とさらに上がっていくというふうに見られております。今後、高齢者の方をいかに商店街の顧客として取り込んでいけるかが、商店街の活性化とともにまちの活性化にも結びついていくものと思っております。

先日、市と商工会が共催して行った「商いに活かすシニア体験」では、高齢者の方にも安心して買い物をしていただける店づくりを目指して、店主の方々自身に、80歳の疑似体験をしていただいております。

また、高齢者の方を取り込む商店街づくりの観点から、買い物をしながら疲れたときには休憩をとれるベンチ等を置くことにより、さらに優しい商店街につながっていくと思われます。それで、既に福生駅西口駅前商店街では数年前からベンチが設置されておりますが、道幅が狭く、また歩車道が分離されていない銀座通り商店街では、道路形態からも課題もいろいろあるのではないかと考えられます。

また、車の通行制限につきましては、商店街の意向や市民の理解を初め交通上の問題や、その効果などを見極める必要があると思います。今後、商工会や商店街等に御提供いただきました御意見をお伝えいたしまして、検討してまいりたいと思います。

空き店舗対策につきましては、既に商工会を通じまして生鮮市場、あるいは銀座通りの店等も行っておりまして、また、商店街振興プランにおきましては魅力ある商店街環境づくりとして空き店舗の有効活用を挙げており、平成15年には商工会によりまして商店街振興プランの一環として「新・元気を出せ商店街振興事業」を活用し、牛浜駅東口駅前の空き店舗を利用したパイロット事業として、空き店舗への入店者の家賃の補助を行い、牛浜駅周辺へのにぎわいづくりに一定の効果があったようでございます。

商店街を形成し、顧客をつなぎとめるためにも空き店舗の問題はどこの商店街でも大きな課題となっておりますが、市としても新規事業者の参入や新規開店がしやすい環境づくりを進めるとともに、地元商店街や商工会と連携をして支援をしてまいりたいと存じます。

2点目の福生市の個性を生かした商店街の活性化についてですが、御指摘のように近隣市町に大規模駐車場を備えた大型郊外店舗が出店しておりまして、地元の商店街の脅威となっていると聞いております。しかしながら、そういうときこそ大型モールなどにはない個店の魅力あふれた商店街づくりが大切であると思えます。商店街振興プランでは、にぎわいのある店づくりプロジェクトで、魅力ある店づくりの推進を目指し、おもてなしの心を重視した接客態度や、サービスの推進を進めておりま

す。また、商工会でも活性化部会の中に「商店街サポート隊」をつくり、店のおもてなし度を顧客の立場に立って調査を行ったり、福生の名物をつくり出し、各地に広めようと「名物名産コンテスト」等も実施をしております。市としては、それらの事業に商工会を通じ補助や支援をしながら、商業や商店街振興に努めてきているところでございます。

また、国道16号線沿いの商店街は、アメリカをイメージした商店街を形成しており、他では見受けられない独特の雰囲気醸し出し、休日には近県ナンバーの車も多く見られ、若者の来客者も多いわけです。

持てる資産、資源を最大限に商店街の活性化に生かしていくことが大事でございまして、商店街のPR、さらには駐車場の問題などより多くの集客に結びつけていくための今後の課題であろうと、こんなふうにも思います。そして、その流れを一商店街にとどめずに、まち全体の活性化に結びつけていくことについて、商工会や地元商店街とさらに連携し研究し、進めてまいりたいと思います。

次の学校の安全対策につきましては、教育委員会からお答えをいたします。

以上で、羽場議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

(教育長 宮城眞一君質問席着席)

○教育長(宮城眞一君) 羽場議員さんの御質問にお答えをいたします。

学校の安全対策についての1点目、学校への安全専門員の配置についての御質問でございます。学校の安全につきましては、安全管理の徹底と安全教育の充実を柱といたしまして、その対応を進めております。

学校の安全管理といたしましては、平成18年11月に不審者侵入防止対策といたしまして、全小中学校へ防犯カメラ及びインターホンを設置いたしますとともに、来校者の確認や学校110番通報装置、スクールガードによる見回りなどを行っておりまして、今後、各小中学校へのオートロックの設置も予定をいたしているところでございます。

また、児童・生徒の安全教育の充実といたしましては、セーフティ教室の実施や安全学習による指導、地域の方々の御協力によります地域安全マップづくりへの参加などを行っており、登下校時には学校と地域パトロールや見守りボランティアの方々と連携によりまして、子どもたちを見守っているというところでございます。今後も学校、家庭、地域の連携を進め、児童・生徒の安全に努めてまいりたいと考えておりまして、御質問の各学校へ安全専門員を配置するというところまでは、現在では計画をいたしていないところでございます。

次に、スクールゾーンや通学路の車の通行についての1点目、スクールゾーンへの車進入禁止の徹底についてでございます。児童・生徒の登下校時には地域の方々の御協力や保護者によりまして旗振りや馬出しをしていただき、大変感謝をいたしているところでございます。

スクールゾーンでは、規制時間内では決められた車両以外の車両の通行は禁止をされており、これを運転者が守ることが基本となっておりますが、違反行為が頻繁にあるような場合には、今後とも引き続き教育委員会から警察署に対しまして取り締まり

の要請を強く行い対応してまいりますので、御理解をいただきたいと存じます。

次に２点目の、通学路での車の通行による危険なところの対策でございますが、毎年１０月には学校とＰＴＡ並びに教育委員会、土木課、地域振興課の職員と合同で、各小中学校の通学路を実際に歩いて、危険な箇所の点検を行っております。

その結果から、指摘のありました危険箇所への対応といたしましては、庁内で対応が可能な箇所は関係課において早急な対応を図っているところでございますが、信号機の設置やスクールゾーンなどのいわゆる交通規制に関連することにつきましては、公安委員会が所管をしておりますことから、福生警察署へ要望いたしますとともに、道路のガードレールや歩道の設置などの道路管理上の問題に関しましては、それぞれの道路管理者へ要望をいたしており、その対応結果につきましては各学校へ逐一回答をいたしております。

危険箇所への対応につきましては、その内容から時間がかかっているものもございますが、福生警察署などへ継続をして要望をいたしますとともに、できるものから早急に対応をいたしまして、通学路の安全に努めてまいりたいと存じます。

以上、羽場議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○１５番（羽場茂君） 御丁寧な御答弁、ありがとうございました。それでは、２回目の質問をさせていただきたいと思います。

１点目のベンチの設置等につきましてですが、確かに難しいことであるというふうに思います。ただ、やはり消費者というか、お客様の一つの要望として、あそこに行きたいけれども、長くて疲れてしまう。なおかつ、行きたくてもなかなか交通手段がないというようなこともあります。例えば、そういった要望に対してどのように福生ではこたえていくのかというのが、商店街として一つの勝負どころではないかというふうに、一つは思っております。

例えば、道路でなくても空き店舗のところを少し開放して、そこにベンチを内側であれば問題がないから置くことができるかもしれないし、交通規制についても時間的にも部分的な形で何かできることがないかというのを積極的にやっていくこともあるかと思えます。以前でも、全面通行どめにしてイベントをやったりということがあったわけですので、例えばそういうようなことも検討できるわけではないかと思えます。

もう一つは、あそこの１６号沿いのところのライブハウスに行って、ライブを聞いて、その店の方とかに聞いたのですが、どんな要望があるのかということで聞いたのですが、福生でライブハウスがあると、いろいろなところから、本当に東京じゅうから来るのだけれども、帰りの電車がなくなってしまう。したがって、なかなか来られない人が多い。何とか電車を１本多く夜中にできないか、あるいは宿泊できるような施設がないかというようなことで一番悩んでいるのだと。そういうような要望が商店街というか、一つのお店の中にもあると。そういうような、いわゆる商店側からの要望などもあります。

もう一つは、例えば銀座商店街の方が言っておられましたけれども、防災無線がよく聞こえないと。何を言っているか、どこかわからなくて、電話がかかってきて「あんたの後ろが燃えているわよ」というようなことで驚いたことがあるというようなこ

とがあって、あそこにいつもスピーカーがありまして、七夕まつりのときは使うけれど、普段は使っていないから、防災無線のときにあれを活用したらどうかというような意見を持っておられる方もいる。そういうようなさまざまな意見があるのですが、そういったものがどこに集約されているのかということが、その人たちはどこにも言えずにいたわけでございますけれども、そういう消費者というかお客様、それからいわゆる商店の方のいろいろな意見というのがどこに行くのか。また、何とかしようというそういう意思をどこが持っていくのかというのが大事ではないかと思うのです。

今回の市長さんの答弁の中で感動したところがありました。「近隣市に大規模駐車場を備えた大型郊外店舗が出店しており、地元商店会の脅威となっていると聞いております。しかしながら、そういうときこそ大型モールなどにはない個店の魅力あふれた商店街づくりが大切であると考えます」。周りがやっているからもうだめだと思うのではなくて、そういうときこそやるのだというふうに思っていくということがすごく大事なことだというふうに思うのですが、では、その中心となるのはどこがやるのかというのが、どうなっているかというのが知りたい。市があります、商店街組合もあるでしょう。商工会もある。あるいは観光協会もある、そういった中でどこが音頭をとって、こういうことを進めていくのだろうか、今の仕組みと言いますか、意見をどう聴取し、どこで意思決定を行い、主導権を握っているのかというそこら辺の今の、現状はどうかということをお伺いしたいと思います。

それから、2項目目の学校の安全対策につきましてですが、最初の学校の中の安全管理の問題で、スクールガードによる見守りということが言われておりますけれども、これはどのような人たちがどんな形で見守りを行なっているのかお聞きしたいと思います。

それから、防犯カメラを設置されたわけですが、その後、どのような運営状況か、ちゃんと効果を発揮しているのかどうか、そういうようなことについてお伺いしたいと思います。

それから、スクールゾーンについてですが、これは学校側、学校の先生、あるいは学校関係者がスクールゾーンにどのくらい車が入ってきているのかということについて、現状を認識しているかどうか、調査しているかどうか、そこら辺についてお伺いしたいと思いますというふうに思っております。

それから、その後の通学路全体の安全点検でございますが、毎年安全点検をPTAと教育委員会がやっておるわけですが、18年度の安全総点検の要望の件数、その対応がどうなっているか、以上について再度質問、よろしくお願いいたします。

○生活環境部長（吉沢英治君） それでは、商業振興につきましての再質問に答弁をさせていただきます。いろいろ御指摘のように各商店街におきましては、さまざまな御意見をお持ちの方がいらっしゃるかと存じます。一つの例でございますけれども、例えば空き店舗の例を考えてみますと、それをどうしていくかという問題が当然あるわけでございます。そういったときを想定いたしますと、やはり地元の商店街の方に最初にはリーダーシップをとっていただき、創意工夫をしていただくということが第一であるというふうには思っております。

したがいまして、それぞれの商店街の活性化につきましては、今何が必要であるのかといったことにつきましてさまざまな御意見をお持ちの方がおりますし、地元の方々がまず中心となって進めていただくことが肝要ではないかなというふうには思っています。

また、当然その過程におきまして商工会の指導、あるいは助言も出てまいりますし、また、市といたしましてはこれらをサポートし、他市での取り組みのアイデア、進め方などの情報提供、また、東京都の補助等の相談や指導、助言、こういったものを市としては行っていききたいと、そんなふうに思っています。

○教育次長（吉野栄喜君） それでは、学校の安全対策の御質問でございますが、最初のスクールガードにつきましてはどのような人がどのような形でやっているかということでありますが、一言でスクールガードと言いましても幾つかの呼び方、違う呼び方が実はございまして、福生警察の組織課では一つはスクールサポーターというのがございます。これは福生警察署の嘱託員として福生警察署の方で決めている方だそうです。それから、もう一つシルバーポリスという呼び方がございます。これにつきましては警察を退職された方、そういう方に登録をしていただいて、その方たちがシルバーポリスという呼び方で呼ばれているということでもあります。

それから、今、各小学校にボランティアの組織をお願いしておりまして、それについてはスクールガードということで、昨年の12月19日にはスクールガードリーダーの研修会を行ないまして、この見守りボランティアとして各学校にそれぞれリーダーを置くような、そういうような形で始めたばかりのところでございますが、これからボランティアとしていろいろ御協力をいただく中で、スクールガードの方を充実させていきたいというふうに考えてございます。

それから、2点目の防犯カメラでございますが、防犯カメラを設置いたしまして、今現在まででございますが、防犯カメラにつきましては24時間体制でできますので、今現在、昼夜問わず不審者が入ったというようなそういうようなことは確認されておりません。通常、昼間でございますと、職員室と事務室にモニターが置いてございまして、来校者がありますと、そのモニターに光で点滅するような形で、知らせる形で、インターホンでやり取りをしながら入ってもらうというそういうような形をとっているところでございます。学校に聞かしても、今のところこの防犯カメラによりまして特に大きな問題は出てないということでございます。

それから、三つ目のスクールゾーン、学校関係者等の認識はどなっているかということでございますが、学校関係者と言いますか、学校といたしましては実際のところPTAの方々にスクールゾーンのことにしましては見守りとか旗振りをお願いしているというのが現状のようでございます。

それから、4点目の安全点検の要望等でございますが、平成18年度に実施しました安全点検でございますが、要望件数は全部で65件ございました。その中で内訳を申しますと、一つの箇所、ダブった形で要望がある場合もございますので、内訳件数は多くなりますが、福生警察署に要望したものが39件、西多摩建設事務所に要望したものが4件、それから、個人的な土地所有者に要望したものが2件という形で、

こちらの要望したものにつきましては45件となっております。

それから、警察の地域安全課、あるいは市の地域整備課等で既に対応済みというのが2件ございます。それから、庁内でその対応とか、今現在検討しているものにつきましては15件、それからこれは早期の対応が大変困難だというふうに判断しているものが9件というようなそういう状況でございます。

○15番（羽場茂君） ありがとうございます。商店街の方、そういう形で一生懸命取り組んでおられるということで、今後も頑張っていきたいと思いますが、空き店舗などは一番心配していますのは1回空き店舗ができると、住宅と言いますかビルになりますと、もう2度と元へ戻らないということがあります。そういうことが続きますと、必ず商店街としては消滅と言いますか、縮小になってしまう。何としても商店街を守るという観点から、空き店舗を何とかつなげていくということを全力でやっていただきたいというふうに思っております。

そんなの商店街の勝手ではないかというのもあるかもしれませんが、市民として、市民の立場から言いますと一つは担税力というか、本当に人が集まってきて福生が潤うということは、やはり市民としては願わざるを得ないというふうに思います。

もう一つは、高齢者の方が歩いて暮らせるまちというのを何としてもつくっておかなければいかぬというふうに思います。大規模商業施設が周りにできて、そのときはいいけれども、それが撤退したり、そこへ行く交通手段がなければ大変なことになるわけであります。私は田園に住んでおりますけれども、田園のあるスーパーが内装の改装で1カ月以上閉店したことがありますけれども、若い人たちは別にどこに行ってもいいのですが、地元に住む高齢者はもう本当に大変な、災害の後のような非常事態になるわけです。どうやって買い物に行くのかと、バスを出していただけたので何とかあったのですが、でも、買いだめて、その中で暮らしていくしかないというような状況になっているわけであります。

どうしても高齢者が暮らしていくためにも、そういった部分を確実に残して、例えば循環バス等いろいろありますけれども、その商店街へ行って、歩いて買って、帰ってこられるというようなそういうものをつくるというのは生きる手段としても非常に大事ではないかというふうに思っております。

先ほど申し上げましたけれども、こういったのが少なくとも残っている地域というのを資源として、本当に周りにはない大きな魅力のある商店街としてつくり上げていただきたいと、あるいはつくっていききたいというふうに思っております。

前回の定例会で同僚の青海議員が紹介しました砂町商店街も、本当に何でもない商店街でありますけれども、いっぱい人が来る、雨が降れば雨の中、昼間は太陽、夜は裸電球というような、本当に人間的なものにやはり人は集まってくる。最後はそういうところに人間の心が本当に残っていくというふうに思います。そういう意味では、本当にいいものを持っている福生市がそれを生かさない手はないというふうに思いますので、どこかがリーダーシップを持って、絶対にこれは他のモールなどに負けないようなものにしていただきたいと思いますというふうに要望いたします。

2項目目の学校のことでございますけれども、防犯カメラがあつて問題がないとい

うことですけれども、私はこの前、ある中学校で門があいていましたので、パッと入って事務室まで行って、事務室にだれもいないということで、どこでつかまるのかなと思ったのですけれども、つかまらずにいたというかそういうことがありましたので、やはり1回、訓練と言うか、例えば不審者が2時から3時の間に、だれか入って演習と言いますか、それを見つけられるのかどうかというような演習みたいなものが、訓練と言うかそういうことができるのかどうか、それについてちょっとお伺いしたいのですが、どこから入ったら見えるとか、どこから行っても防犯カメラで感知できるのかどうかというのは、そういった訓練、実際のところどうなっているのかということをお伺いしたいと思います。

やはり、現状でそういう安全専門員を置く計画はないということでございますけれども、少なくとも全部の学校に一遍に常駐するというのは無理だとしても、スクールゾーンのことについても何にしても、その学校について1日ぐらいは朝から晩まで様子を見る、そういうような人がやはり必要なのではないかと。あるいは、そういう仕組みをつくって学校を回って、安全の管理をしていくということがやはり必要なのではないかというふうに思いますので、ぜひとも御検討をお願いしたいと思います。不審者に対する防犯カメラの訓練につきまして1点、お願いいたします。

それから、スクールゾーンについてですが、実際にはものすごい勢いでスクールゾーンに入ってきております。例えば、五小のところの、石川酒造から来る内出通り、出口にいますと30分に10台は中から出てきます。それから、七小のひよどり坂も、ほとんど上から何十台も入ってきます。本人たちは知らないというような形でっております。徹底的にスクールゾーンについてはなし崩しではなくて、一遍キャンペーンを張って徹底的に取り締まっていた方がいいかと思います。現状を認識していないとかではなくて、現実に入っておりますし、馬を出してもどなられてというような状況でございますので、1回、徹底的にやっていただきたい。

なおかつ、カーナビというものが発達しておりまして、カーナビに抜け道として出てしまうわけです。場合によってカーナビの会社に、何時から何時の間はここはだめだというようなことを言ってくれというぐらい、要請してもいいのではないかと。というぐらいの気がしておりますけれども、そういうようなスクールゾーンに対して大キャンペーンを張っていただきたいと思っておりますけれども、そのようなお考えがないかどうか、もう一度お伺いをしたいと思います。

○教育次長（吉野栄喜君） 学校の安全対策についての御質問ですが、防犯カメラにつきましては設置されて稼動して、まだ4カ月ぐらいで、確かに御指摘のように訓練と言うか、それは必要だというふうには感じております。ただ、ここで19年度予算にあります、今はドアを、入り口を自分であけて自分で閉めてという形をとっておりますが、オートロック方式をとれば、また少し違って来るのかなというふうには考えてございます。

それから、スクールゾーンにつきましてキャンペーンということでございますが、確かにPTAの方々に御協力をいただきましてスクールゾーンに立った中で、通る車に声をかけると「うるせえ」とか「ばかやろー」とか無視されたりとか、いろいろあ

るのだそうです。なかなかスクールゾーンを民間人で取り締まれない部分があるというところでは、非常に見ている方々もどうしようもできないという部分もございますので、大きなキャンペーンというよりもその辺のところは協力を、ぜひモラルを守って、法規を守ってやっていただきたいというような形でPR等には努めていきたいというふうに思っております。

○15番(羽場茂君) スクールゾーンにつきましては、どういうふうにマナーアップをするか、ちょっとあれですが、大体通っているのは市内の方ではない人が多いのではないかと思います。石川酒造のところから出てくるのは多摩ナンバーですし、恐らくひよどり坂のところは羽村、青梅の人ではないかというふうに思います。だから、これはもう本当にそういった意味では警察にしっかりやっていただきたいというのと、何と言うのですか、「それでも通るのか」みたいな看板ですか、わかっていてやっている人もいますから、そういったことが本当に社会的に犯罪というか、いわゆる違法行為であるということを認識させていってもらいたいというふうに思います。

やはり、全般を通じて危険な箇所はいっぱいあるわけで、この間も松原町、これは管轄というか、範囲は昭島ですけれども、松原町五丁目の信号がございまして、16号から多摩工へ入ってくるわけですが、多摩工業高校に高校の出願に来た生徒が、朝、あそこで出てくる車に当てられまして、両足骨折、今度、受けるときには車いすで受験するというようなそういうことがありますし、例えば七小の裏のせせらぎ通り、ここを三中の生徒が三重四重に広がって行くと。あそこは通学路ですから、車が悪いと言えば悪いわけで、車と生徒さんとのせめぎ合いみたいなものが毎朝行われていると、そのような危険なことがやはりいっぱいあるわけでございますので、学校、あるいは学校の先生が無理であれば、そういった学校の安全専門員というような人が、ちゃんとそういったところを毎日ちょっとずつでも調べていくというようなそういうことで、絶対的な権限で取り締まりができるような、そういうふうになっていただきたいというふうに思いますので、以上、要望いたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○議長(石川和夫君) 次に、14番大野悦子君。

(14番 大野悦子君質問席着席)

○14番(大野悦子君) 一般質問をさせていただきます。

福生で、今、対外的に誇れるものを何と考えるかということで、「何か」ということではなく「何と考えるか」、そのようなふうにお聞きをしたいと思います。これは考えようによっては大変大きなテーマなのですけれども、議会でもさまざまな形で、我がまち福生のための一生懸命な取り組みを改めて振り返りまして考えてみました。限られた時間の中で、総括というような意味も、私自身にとってですけれども、そんな意味を込めましてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

「活性化」という言葉をとってみますと、まちの3大祭りの一つであり、福生市の看板の祭りでもある七夕まつり、あるいは商店街まつりなども毎年工夫が重ねられ、3回の実施がされたわけです。考えさせられたことが、福生らしさの売りということ

です。これらの中に福生市の特徴をあえてあらわす、そんなに極端によそと違う独自の売りを形にすることは大変難しいことではないかというふうに思いました。

また、農業に目を向けると、前議会でも伺いましたけれども、福生市の農業はまさに都市農業であります。これには「やりたい」、あるいは「やらなければならない」さまざまな形や事情があるというふうに思います。そんな中、昨年度、本年度と行われた農地ウオークは好評で、ささやかではあるけれども、農業従事者とそうでない市民との交流が少しずつ生まれてきたというふうに思っております。

まちの中で頑張って、あえて取り組みをするということは、福生市の特徴と言えるのではないかと、そんなふうにも思っております。

一つ、大きく考え方のポイントを変えさせられたというか、考えさせられたのは観光協会の設立というチャンスです。これも前回は伺ったことですが、まちをPRすると、多くは、例えば名勝や旧跡、あるいは特徴のある名物や名産、こういうものがあればPRをすることによりのみ努力をすれば頑張りがいもあるし、また、頑張りがやすいものかもしれません。

先日も福生市の名物・名産コンテストというのがありました。大体お土産品というのは地方に行っても同じようなものが並ぶのですけれども、今回の福生市のコンテストの中では、七夕をいろいろな形で取り上げて工夫をされたものが、大変苦勞をされたものが出されてありました。

今、福生であえてよそにないものという、何があるかを考えると、例えば多摩川べり、福生だけではなく近隣、羽村や昭島ともつながりますけれども、そういう川べりの自然環境、あるいは玉川上水があるというふうに思います。

以前、テレビで福生市が放映されたときに五小が東京都の愛鳥モデル校ということで紹介をされました。その中で、テレビを見た方から、福生市というと横田基地ということでPRをされるのですけれども、そこに多摩川が映され出てきて大変反響があったということをお覚えています。私も地方へ行っても、福生というところから知らない方でも、横田基地のあるまちというところわかってくれる人が多くいらっしゃいます。このことの是非は別として、まちの景観をつくっていることはあるというふうに思います。

幾つか取り上げましたけれども、まだまだいろいろなもの、いろいろな取り組みがあるというふうに思っております。特徴と言えるもの、それが自慢となり得るか、大きな声で我がまちの自慢と言えるようなものをどのように考えていらっしゃるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) 大野議員さんの御質問にお答えをいたします。

対外的に福生が誇れるものは何かという御質問でございます。福生市にはシンボルと言えるような古い建物や遺跡はないわけです。しかし、市民生活に潤いをもたらすものとしての玉川上水や多摩川沿いの自然などがあり、特徴的な景観としては酒蔵を中心とした落ち着いたたたずまいや、16号線沿いの異国情緒あふれた商店街なども

ございます。また、市民の力が集まった七夕まつりなどのイベントや公共施設の高い整備状況、市民1人当たりの図書貸し出し冊数が、26市中1位であるといったようなことなども挙げられると思います。そういう意味での行政レベルの問題もございます。

ただ、私としてはそれらも含めて市民一人一人が満足度の高い生活を送ることができているかどうかということが重要なのではないかというふうに思っております。施政方針でも申し上げましたが、分権型社会において自立した自治体運営ということが求められております。市民など、それぞれの主体が依存ではなくて自立ということについて十分理解し、協働という行動へつなげていくことがすべての福生市民の幸せへの道であると、そんなふうにも思っております。

おかげさまで、福生市では自分たちのまちという意識を持って、さまざまな分野で主体的に活動される市民の方がふえております。町会、自治会活動や消防団活動、萌芽更新事業や都市景観市民会議や福祉のボランティア、あるいは輝き市民サポートセンターに集う人々等を含めまして、また交通安全運動期間中には町会や交通安全推進委員さんによりテントが張られまして、大勢の市民の方に詰めていただいております。また、イベントとしては40万人を超える来客がある七夕まつりとか各種のものがございまして、市民ボランティアの皆さんの力がなければ、こういったものは成り立ちません。終了と同時に翌年の打ち合わせが始まり、1年間をかけて企画、実施する七夕まつりのボランティアの活動を見てみますと、本当に市民の力はすごいというふうに思います。市民と職員の協働、また多くの関係機関との連携によりまして毎年すばらしい祭りが開催され、祭りというイベントを含めて福生市民の力というものに誇りを持つものでございます。

このように、自分たちが住むまち自分たちでつくっていくという意識、お互いに助け合いながら、協働するという認識を深めた市民がふえていくことが、まちづくりを進めていく上で大変重要でありますし、そこから文化というものが生まれてくるであろうというふうに思います。

しかしながら、例えば介護保険制度での市民がみずから選択し、決定、契約するという考え方は、今までも保育園選択の際などにもありましたけれども、そのことについての認識、市民・職員の意識がまだ十分深まっていない状況もあり、分権型社会での自治体のあるべき姿、それぞれの主体の役割、自立や協働ということの理解を一層深めるために、市民・職員がともに考える場として市政出前講座や市民フォーラム、輝き市民サポートセンターでの活動などが今後大変重要になってくると思いますし、また、その活用を図っていかなければならないと思っております。

お話しにもございました環境や教育面での影響や活用を含めまして、大事なものとして守っていこうという姿勢での都市農業への取り組み、農地ウオークもございましたけれども、それから名産品等をつくりまして西多摩の玄関口という地域性を生かす広域的な視点を持っての、観光協会と連携をした観光分野での取り組みについても、市民と認識を共有し、皆で考えて一緒にやっていこうと、そういうところが重要であろうというふうに思います。

自立した市民一人一人がまちづくりに参画し、自立したまち福生がつくられ、市民一人一人が満足度の高い生活を送り、市民自身が我がまち福生に誇りを持ったときに、「市民こそが福生市の誇りである」といったように、他から評価されると、そんなふうな思いを持って、これからもまちづくりを進めていきたいと、そんなふうを考えております。

以上で、大野議員さんの御質問に対する答弁といたします。

○14番（大野悦子君） ありがとうございます。具体的に、さまざまな幅広いことをいろいろと取り上げていただきました。そして、今、最後に言われましたように市民が福生市の誇りと評価されるのの思いを持ってということですが、まさにそのとおりだと思います。

今も御答弁の中にありましたように、触れられている中での、例えば課題と言えるようなことがあるのかなというふうに思いますので、そこら辺のところで何点かお聞かせをいただきたいと思います。

介護保険制度が始まりましてから、自己選択・自己決定や契約ということで、大きく個人のあり方が変わっていくということで、それなりにPRというのはありましたけれども、なかなか制度が変わってもそう簡単に人のあり方、頭の切りかえというのは難しいことではないかというふうに思います。

そういった中で、市民や職員の意識が深まっていないということが先ほどありましたけれども、このことについてはどんなふうにとらえていらっしゃるのか、どんなふうにこれからを考えていくのか、もう少し詳しくお聞かせをいただきたいと思います。

また、協働という言葉がいろいろなところで、一番よく使われますけれども、これらについては確かにもっともだと思います。まさに「市民が誇りである」という、市民の協働について、現状をどんなふうにとらえていらっしゃるのか、さらにこれからについてどんなふうにお考えなのか、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、出前講座についていろいろなところで少しずつPRがされているようですが、大変いいことだと思います。これについてはどんなふうなPRをされていますか。現在の取り組みの状況、また期待するもの、そのようなことについてお聞かせをいただければと思います。再質問、よろしくお願いいたします。

○企画財政部長（野崎隆晴君） それでは、1点目の市民・職員の意識が深まっていない状況をどのようにとらえ、今後、どのように考えるかについてでございますけれども、自己選択、自己決定、つまり自立ということにつきましてそれを認識している市民の方も着実にふえてきておりますが、市民自治や自立ということの議論までには深まっていない状況もございます。また、職員につきましては行政改革や制度改革などから意識を持った職員も少しずつふえてきておりますが、分権型社会でのあるべき自治体の職員、21世紀型の職員になるためには、さらに意識の改革を進めていかなければならないとそのように考えております。

現在の自分たちの生活、仕事のみを考えるのではなく、将来の福生市、福生市民に対し責任を持って行動をすることが求められており、「我がまち福生」を自分たちでつくっていくという意識、それにさまざまなまちづくりの課題を自分たちの課題として

認識し、市民・職員が協働してまちづくりを進めていくことが必要と考えております。

そのためには、情報の共有が前提であり、さまざまな機会をとらえて福生市の課題などについて市民の皆さんに知っていただくよう、一層の情報の提供に取り組み、職員についてもそのような活動の中から意識の向上を図ってまいりたいと、そのように考えております。私からは以上でございます。

○生活環境部長（吉沢英治君） それでは、2点目の市民との協働、現状と今後について御質問をいただきました。市民の方がまちづくりに直接参画いたし、職員とともに力をあわせ、住みよいまちづくりを進めるという考え方のもとに環境、あるいは景観、男女共同参画など計画づくりの段階からの参画や、あるいは七夕まつりや成人式を初めとする行事の企画、実施までの参画、そして不法看板の撤去、あるいは公園の管理などにおける参画などさまざまな場面で市民と職員が一緒に汗を流し、まちづくりを推進する取り組みが多くなってきております。

しかし、一方では市民・職員の双方におきまして自立ということに対する理解が不十分であること等から、いまだ協働というものに漠然とした違和感を持っていることも否めません。そういったことから、双方の理解不足、あるいは協働のとらえ方の相違があるのではないかというふうに思っております。

そこで、今後多くの市民の皆さんが職員とともに力をあわせ、また、まちづくりに参画していただくことが重要であるとの思いがございまして、より一層市民参画、協働の推進を図っていかねばならないと考えているところでございます。特に、行政職員が全庁的な共通認識と協働の意識の理解を深めることが何よりも重要でございますので、平成15年度に作成いたしました「市民活動団体との協働に関する指針」、いわゆる協働のガイドラインを本年度改定いたしまして、平成19年度当初より全庁的な協働の推進をなお一層、より図ってまいりたいというふうに考えております。

続きまして、3点目でございますけれども、出前講座のPR、取り組みの現況と期待についてでございますが、市民参画、協働によるまちづくりの推進にするため、市民の皆さんに対する情報の提供をより一層深めることが必要でございますので、平成18年10月1日より市政出前講座の実施をいたしてございます。このPRにつきましては平成18年9月1日、9月15日号の「広報ふっさ」での情報提供を初めいたしまして、講座メニューを作成しての公共施設での配布、あるいは市内の小中、高校、町会長協議会、老人クラブ連合会、民生委員協議会での配布と説明などを行うほか、市のホームページの周知、あるいは町会・自治会の回覧により周知に努めております。また、報道機関で紹介もいただいているところでございます。

10月1日以降、本日までの8件の注文依頼をいただいております。担当課により既に出前講座を行っております。また現在、3月までに2件の注文をいただいております。今後、この情報提供の取り組みを市民の皆さんに十分活用していただき情報の提供の共有を進めまして、今後なお一層推進を図ってまいりたいと、そんなふうに考えております。よろしくどうぞお願い申し上げます。

○14番（大野悦子君） ありがとうございます。情報の発信ということではどれだけ、またどのような形で、一生懸命発信したものがどんなふうに受けとめられてい

るのか、これはとても大事なことであり、そこら辺のところを知れば、さらなる情報の発信の仕方とか、いろいろな工夫ができるのではないかというふうに思っております。主なものは広報やら、あるいはホームページだと思うのですけれども、そういった意味でまだまだ工夫をし、情報が行き届くように頑張りたいと思います。

行政の情報発信、私たち議員もさまざまな形で活動し、それぞれその活動を通して市民の方にアピールをしているというふうに私は思っております。ともに考え、参加をし、我がまちをつくっていくためにこれらのことについてさらなる努力をしていかなければならないというふうに思っておりますが、あわせて、たびたび言うのですけれども、SPコードのことも含めて広報等に少しずつ取り組んでいただいております。そんなこともさらに進めていただきながら、例えば障害者にも優しいまちというのも一つぜひ加わるようなそんな意味も含めまして、さらに取り組んでいただきたいと思いますので、ぜひともよろしくお願いいたします。ありがとうございました。終わります。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 2時10分まで休憩いたします。

午後1時58分 休憩

~~~~~

午後2時9分 開議

○議長（石川和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番田村正秋君。

（13番 田村正秋君質問席着席）

○13番（田村正秋君） それでは、さきに通告いたしました一般質問を行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、1点目といたしまして市内の地下埋設管の老朽化についてを、お尋ねいたします。ガスと他の埋設管の関係についてでございます。先日、市内の道路上のある箇所で排水口からガス漏れと思われる事件が発生いたしました。近隣の住民がすぐに通報し、事なきを得ました。ことし1月に、北海道北見市で3人がガス漏れで亡くなる事故があったばかりであり、大変心配するところであります。その後、調査したところ、1月25日付で日本ガス協会から全国のガス業者を対象に、1か月間にわたりネズミ鋳鉄管の自主的緊急点検を実施する要請があったということでございます。その後、市との関係の中でどのようにとらえているのか、お伺いをいたします。

また、先日、NHKのテレビでの地下埋設管の老朽化の問題が取り上げられておりましたが、市内の地下埋設管の現状と安全対策については大丈夫なのか、その辺の確認もお願いしたいと思いますので、市長の見解をお願いいたします。

続きまして、校庭整備についてでございます。昨日の原島議員の質問と同様なので、よろしくお願いいたします。東京の全小中学校の芝生化についてでございます。都の事業というふうなことでございまして、東京都は本年度から10年をかけて、都内約2000校ある公立小中学校のすべてを芝生にするというものであり、都道府県が全校を芝生化するのは全国でも初めてであり、できたときには皇居の2倍に相当する面

積が生まれるというふうな計算だそうです。

都は、都市部のヒートアイランド現象を抑制するとともに、子どもたちが屋外で遊ぶ機会をふやし、運動能力の向上にもつなげたい考えであるそうです。きのうの答弁でもありましたが、現在、全面芝生化されている小中学校は45校というふうなことでございまして、このような報道がされていますが、実際に具体的な動きとしましては、当市につきましてはどのようなことでこれから対応するのかお願いをいたします。

続きまして、2点目といたしまして、現在の校庭の整備についてでございます。四小等の現在のひもの整備の改良工事についてでございます。以前から四小などの校庭でひもによる線引きが行われています。しかし、ひもや金属のくいなどが浮いた状態で、大変危険であると指摘しました。既に、本会議や委員会等でも理事者も理解し、その整備に当たる方向で検討してきたはずであります。今回の東京都の芝生化構想の関係もありますが、その前にも安全対策やさまざまな問題の中で整備すべきではないかというふうに思うのですが、理事者の考え方をお願いいたします。

続きまして、永田橋周辺整備についてでございます。歩道の整備と補償等についてでございます。永田橋周辺の整備については歩道部分の整備が昨年の暮れからなかなか進展しておらず、特に体育館通りと駅前からの通りが交差する地点で工事がとまっております。昨年暮れから付近住民に大変御迷惑をかけておるところでございます。この開発に当たり、数年前に土地の買収に応じてくれた地主さんとの関係で、整備がとまっていると聞いておりますが、今後の整備に当たり問題が解決できるのか。

また、以前の補償問題との関連があると聞きますが、開発整備等の問題は進展しているのかお尋ねをいたします。

続きまして、公園整備についてでございます。テニスコート内でフットサルができるコートの整備というふうなことです。フットサルというのを、この間も知らないという方がいらっしゃったので、ちょっと説明させていただきますと、「フットサル」とは1チーム5人で、普通のサッカー場の3分の1の広さのコートで行う小型版のサッカーであります。通常は体育館などの室内でもできることもあり、特に人気があるスポーツであり、昨日、市長の施政方針の中でも述べられたように、19年度の施政方針の中で武蔵野台テニスコート改良工事で、体育施設の整備充実に取り組むというふうなことです。今までの整備とは異なりまして、テニスの2面の間にフットサルコートを併用しながら使うというふうなことで、新しい時代の新しい整備のあり方かなというふうに思うのですが、整備の内容、利用効果など非常にいい整備だというふうに思っています。今後の利用状況、あるいは理事者の考え方についてもお願いいたします。

以上、4点です、よろしくお願いいたします。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) 田村議員さんの御質問にお答えいたします。

初めに、市内の地下埋設管の老朽化についてのガスと他の埋設管の関係についてです。道路の地下に工作物、物件、または施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合には、道路法第32条に基づき道路管理者の許可が必要であり、ガス管等を市

道内に埋設する場合には、福生市道路占用規則に基づき土木課に道路占用許可申請書を提出してもらい、占用することに特に問題がなければ、幾つかの条件を付して許可し、占用者の責任施行により埋設工事を行っております。

過日、市内において市道に埋設されたガス管からガス漏れがありましたが、これは市民の通報によりガス会社が迅速に対応し、幸い大きな事故になりませんでしたけれども、新年早々に起こった北海道北見市でのガス事故の直後でしたので、近隣の皆様には大変御心配ではなかったかと思います。

このときのガス管は、北海道北見市で使用していた管と同じネズミ鋳鉄管と規格名で呼ばれている管であったとのことです。この管は戦前から広く使われてきた鋳鉄製のガス管の一種で、特に小口径のものは外力により亀裂が生じやすい製品でございまして、ガス会社では事故が発生した管と同じネズミ鋳鉄管を、以前から計画的に耐震性やガス漏れに強いポリエチレン管へと入れかえ工事を進めておりますが、北見市での事故を受けて、残りのネズミ鋳鉄管については事業の前倒しにより平成19年度にはすべて入れかえをし、安全対策に努めていくとのこととございます。

また、埋設されているすべての管について、40カ月に1回以上の法定の漏えい検査を実施し、漏れている管については早期に発見し、重大な事故にならないように努めているとのこととございます。

なお、1月25日付で日本ガス協会から要請があった緊急点検については、ガス会社では2月上旬に点検を行っており、特に問題はなかったとのことであります。

また、市内の地下埋設管の現状と安全対策でございますが、市道の地下埋設管はガス管のほかに東電、NTT、水道、下水道等さまざまな管が埋設されておりますが、道路を掘削する場合には事故防止の観点から事前に試験掘りをし、埋設管の調査を行ってから施工するよう指導しております。

また、道路占用許可に当たっては、占用者に適正な管理をしてもらうことで許可しておりますので、老朽化した経年管の入れかえ等については占用者の責任において施行してもらい、安全対策を図っていくこととなります。

次の2項目目、校庭整備について、4項目目のフットサルができるコートの整備については教育委員会から、また、3項目の永田橋周辺整備については、具体的に個人にかかわる問題でございしますので、都市建設部長からお答えをさせていただきます。

以上で、田村議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○教育長（宮城眞一君） 田村議員さんの御質問にお答えをいたします。

校庭整備につきましての1点目、東京都全小中学校の芝生化につきまして、さきにも御質問があったところでございます。現在、教育委員会といたしまして確認をしておりますところで申し上げますと、東京都からは緑化推進や子どもたちの情操教育、あるいはスポーツ振興などのため、平成19年度から21年度にかけ、都内の小中学校の運動場の芝生化を推進していくとの説明があり、平成19年度には区市町村が管理をする公立小中学校のうち70校を選定し、校庭を芝生化するというもので、芝生化に伴う整備工事費や調査設計費、あるいは維持管理用備品の購入費に対しまして、原則2分の1の補助とし、地域との協働による維持管理が可能であれば、全額を補助

するというものでございます。維持管理に要します経費につきましては、市の負担となっておりまして、なお、この事業の詳細につきましては今後東京都から説明があるということでございます。

校庭を芝生化いたしますと、児童・生徒等に与えるメリットなどが言われているところでございますが、一方で養生期間中の校庭の使用が制限されること、あるいは根づいた後の維持管理をどこがどのような方法で行っていくのか、そしてまた、学校開放での使用にかかわる問題としては、学校が使用しない時間帯には少年野球やサッカーなどのスポーツ団体などが校庭を利用されておりまして、それぞれの競技ごとに校庭の利用形態が異なっており、そこをどのように調整していくかなど幾つかの課題が想定されてまいります。

いずれにしても、学校の授業や学校施設整備、学校開放などへ影響があつてはならないと考えておりまして、平成19年度には芝生化の実施が可能なのかどうか研究をさせていただきたいと存じます。

次いで、第四小学校の校庭の整備の件でございますが、校庭の整備につきましては学校の要望を聞きながら、さらに学校の授業や行事に支障がないよう整備することを基本としておりまして、この基本的な方向のもとに学校の授業等でのコースロープの安全面や利用面などにつきましての調整をさせていただいております。先ほど答弁いたしました芝生化の問題についての研究とともに、この問題についてはあわせて対応させていただきたいと、このように考えているところでございます。

次に、フットサルコートの整備計画についてでございますが、12月の市議会でも御質問をいただいて、答弁をいたしましたところでございますが、それぞれのスポーツ種目ごとに専用の施設を整備することは不可能なことでありますことから、市といたしましては既存施設を改良する際に、市民や時代のニーズを考慮して多目的利用ができるような改良計画としていくよう努めております。

したがいまして、平成19年度予算に計上させていただきました武蔵野台テニスコートの改良工事におきましては、市議会や市民の方からの要望、また近年の急激なサッカー競技の普及とともに、少人数で行えますミニサッカー、いわゆるフットサルへの関心も高まり、愛好者が増加している状況などから、テニス専用のテニスコートの一部をフットサルができる兼用コートに改良しようとするものでございます。

現在、武蔵野台テニスコートは4面のテニスコートがございまして、そのうちの2面分を使いフットサルができる兼用コート1面の設置をする内容といたしております。

このほかのことにつきましては、使用料の問題等あるところでございますが、これらにつきましては福生市におけます施設にかかわる土地・建物・備品・運営経費・人件費等を基本に、受益に応じた負担の方法などで使用料を算出しておりますが、現段階では基本的な数値の把握はできておりませんので、使用料等についてはまだ未定ということでございます。

以上、田村議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○都市建設部長（清水喜久夫君） それでは、次に3点目の永田橋周辺整備についての御質問にお答えいたします。

この中央通り、駅前広場から永田橋手前までの交差点の整備については、東京都道路整備特別交付金事業といたしまして、福生市は平成3年度から平成12年度までの9年間で用地買収、道路整備を実施いたしました。新橋から永田橋手前までの交差点の区間につきましては、用地買収等物件補償までで特別交付金事業で福生市が実施をし、終了したところでございます。

新橋から永田橋手前のこの区間の道路整備工事を施行しないで、数年事業を実施していなかったことでございますが、一つには、東京都道路整備特別交付金事業が期限付きの事業であったこと、二つ目には御存じのとおり、流域下水道雨水幹線工事が平成8年度から16年度までの間、工事の実施がありまして、道路整備が実施できませんでした。今回の問題の場所につきましては、平成7年3月に福生市におきまして用地買収等物件補償の契約を完了し、既に10数年経過しているところでございます。

そこで、この問題の内容についてでございますが、道路整備工事が東京都西多摩建設事務所から発注され、歩道を設置する際に歩道と住宅地に段差が生じるため、そこに地主さんが福生市で特別交付金で実施いたしました事業の補償費で擁壁の設置工事を実施することになるわけですが、その擁壁の見積書の作成を、道路整備の施工する業者に依頼し、回答のあった見積書と工事の実施方法について平成7年3月に契約した物件補償の内容と若干食い違いの問題が生じてきました。市も、この件につきましては平成18年12月初旬に問題が生じているとの情報がありましたので、用地買収等補償等実施した関係から、すぐに地主さん及び関係者から事情を収集いたしまして、12月28日に、西多摩建設事務所に伺いまして所長及び担当課長等と技術的問題も含めまして協議をして、本年その地主さんと関係者、さらには西多摩建設事務所福生工区の職員、建設業者、市の職員で2回ほど協議をいたしました。その結果、地主さんより御理解をいただきまして、問題が解決をいたしまして、3月末までには道路整備工事を完了する見込みとなりました。この間、市議会議員の皆さん、あるいは関係者の皆さんの御指導、御協力に心から感謝を申し上げたいと思います。大変ありがとうございました。

以上で、田村議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○13番（田村正秋君） それでは、再度、質問をさせていただきます。御答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。

まず、1点目のガス漏れの関係ですが、本年、排水口からガスのにおいがするというふうなことで、付近住民がすぐに通報して事なきを得たわけですが、今、答弁の中でもありましたように本年1月に北海道北見市のガス漏れで3人が亡くなるというふうな事故があったものですから、本当に我々も付近に住んでおりましたので、非常にピリピリしたのですが、その後調査をしたところ、ネズミ铸铁管と言うのですか、それがまだ残っているというふうなことで、それが結局悪影響してこういった事故を起こすというふうなことだったそうです。

それで、いろいろインターネットとか何かを見ていると1月25日に日本ガス協会というところから、全国の業者に対しまして铸铁管の確認をするということで、地元でそういうガスの仕事をしているところは、19年度で全部そういったところは点

検し、さらには回収するというふうなお話をいただいて非常にありがたいと思うのですが、その中で1点お願いしたいのですが、地震についてですが、地震が来たときにガスの管というのは非常に弱いというふうなお話を聞いたのですが、この点につきまして今後——直下型に弱いというふうなお話だったのですが、ガス管が地震に遭ったときに何か対策とか、何か施策みたいなものがあるのかどうなのかをお願いします。

それと、あと市内の老朽化した埋設管ですか、この間もNHKでやっておりまして、非常にびっくりしたのですが、40年近くたっている中で福生市もいろいろな形で対応していただいているということですが、もう一度細かく聞かせていただきたいのですが、では、古い管についても大丈夫だというふうな確認の中で地下埋設管が確認されているのか。その点につきましては、もう一度お願いします。

それと、2点目の関係ですが、東京都の小中学校の芝生化構想ということで、いろいろなホームページとかを見ると非常に結構なことで、ありがたいというブログの内容があるのですが、確かに子どもたちが外で遊んでいてけがをしなかったりとかというふうなことで、非常に喜ばれているという経過があるわけですが、ただ、この中で東京都のホームページを見ますと「校庭芝生化補助事業」という中でいろいろ計画されておりまして、今、理事者が答弁したとおりですが、ただ、この構想の中でヒートアイランド現象も予防するというので大変結構だとは思っているのですが、本当に具体化できるものなのかどうかというものも非常に心配するのです。

というのは、やはり現在野球とかサッカーとか年間の運動会とかいろいろなことがあるわけですが、そういったところにこういった事業が出てきたわけですが、それが本当に具体化する可能性があるのかどうなのか、その点につきましてもちょっと疑問があるのですが、お願いします。

それと、校庭がありますと、昔は校庭のはじの方は芝生になっていたりもするわけですが、全面芝生にしなければこの補助金はもらえないのか。それとも真ん中だけあいている状態でも、この事業は生きるのかどうなのか、その整備の状況についてもお願いしたいと思います。

それと、2点目の四小等の現在のひもの整備についてでございます。これは何回も質問していて、教育委員会の方ももう具体的にやりますというふうな参事の答弁もあったような気がしたのですが、実際にこの数年、現場に行って、そういう確認をされているのか。過去に調べて、危ないというふうなことを確認したのかどうなのか。昨年度などもほかの市でも結構いろいろな事故が起きているのです。確かに学校が開校しているときは学校の責任でしょうが、放課後とかPTAとか、あるいはサッカーとか野球で使うときに、いろいろな事故が起きる可能性があるわけです。それぞれ保険で対応しているわけですが、子どもたちが放課後に遊んでいて、ひもにつまづいて事故が起きたとき、こういったときの対応などについてもやはり改善しないとなかなか難しいと思うのですが、改善と補償の問題についてもどうなのか、お願いいたします。校庭整備とあわせて前回トンボとかそういったものも言ったのですが、トンボについてはかなり積極的に導入していただきましたので、ありがとうございました。その点だけお願いいたします。

それと、永田橋の周辺整備につきましては、今、部長の方から答弁をしていただきましたが、本当にいろいろな議員がこのことに絡んでいて、早く整備をしていただきたいということで、3月末日には何とかするというふうな強い答弁が返ってきたものですから安心するわけですが、ぜひ最後までよろしくお願いいたします。

続きまして4点目ですが、公園整備の関係、今回、併用型利用ということで非常にいい事業だと思いますが、今後は野球場での一部を利用してサッカー、そういう施設ができないかということを市民から言われるのですが、さらにこの問題を展開していく考えはあるのかどうか、以上お願いいたします。

○都市建設部長（清水喜久夫君） それでは、田村議員さんの再質問にお答えいたします。

1点目の、直下型地震に対してガス管が弱いということですが、これにつきましてはガス会社に確認したところによりますと、ガス管についてはガス事業法に基づき社内で保安規定を設けておりまして、60カイン以上、震度6から7程度というふうに聞いているのですが、揺れが発生しますとガスの供給を停止すると、このような体制になっているとのことです。これはガス会社では保安伝送システムというのがございます、供給区域内62カ所のところのガス管内部の圧力に異常が発生した場合については、リアルタイムで保安センターに伝送されるシステムになっているというようなことですが、1月の事故につきましては少量というようなことで、その圧がかからなかったのではないかというふうに推測がされるわけですが、こういったシステムや保安体制も確立されているというようなことで聞いているところでございます。

また、これまで発生した新潟の中越地震等で、大規模な地震にもポリエチレン管については被害がなかったとのことです。先ほど市長の答弁にもありましたように、19年度中にすべてをポリエチレン管に変えていくということでございますので、今後につきましては一定程度の効果が出てくるのではないかと、こんなふうに思っているところでございます。

参考までに、阪神・淡路大震災では一番大きいところで90カインを超える記録があったと聞いておるところでございますが、阪神・淡路大震災、マグニチュードの7を超えているというような状況ということで、参考ということですが、聞いておるところでございます。

2点目の老朽化した経年管の安全対策についてですが、ガス管や水道管、下水道管等老朽化した経年管につきましては、これら関連する企業につきましては市の事業もあるわけですが、ガス事業法等関係法令に基づきまして各占有者が法定点検及び計画的に入れかえを実施していると、こういう情報をいただいているところでございますが、北海道北見市のような事故が発生しないように道路管理者といたしまして、市道内に埋設している各占有者に対しまして安全な維持管理の徹底、保安体制の確立等につきまして文書で要請を今後していきたいと、このように考えているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○教育次長（吉野栄喜君） それでは、まず何点か御質問をいただいております初めの、

校庭芝生化の関係でございますが、これにつきましては、2月中に都の方で要綱を作成して3月に説明会ということでございますので、まだ詳細が全くわかっていない状況でございます。ですから、芝生を具体化する可能性があるかどうかについても、今、うちの方でも全然わからない、部分的なのか全面的なのかもわからない状況ですので、これについては説明会まで待ちたいというふうに考えております。

それから、二つ目の第四小学校のライン用のロープでございますが、実は第四小学校校庭改良を予定しておりましたが、ここに来て急遽校庭芝生化の話が出たものですから、そちらの方の、先ほど教育長答弁にもございましたが、様子を見極める中で対応してまいりたいというふうに考えてございます。

それから、校庭を開放の時に事故があった場合には、保険はどうなるのかということでございますが、それぞれ校庭を利用される団体等はそれぞれが保険には加入されていると思いますが、校庭等市の施設を使って、市の方に瑕疵があった場合には、全国市長会が加盟しています市民総合賠償補償保険で対応するというような形になってございます。

それから、最後の体育施設等の有効活用でございますが、狭い土地でございますので、いろいろ多目的に使えるようなそういう使い方も、これから施設利用につきましては活用方法をいろいろ研究してみたいというふうに考えております。

○13番(田村正秋君) いろいろ御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

まず1点目の、地下埋設管の老朽化につきましては、今後、文書で安全確認の問題を出すということで、非常にそういう努力をしていただきたいと思いますので、この点につきましてはよろしくお願いいたします。

続きまして、芝生化の問題、非常にいろいろホームページなどを、ブログなどを見ていると、全面的にいいというふうなことだからすぐやってほしいという意見と、野球とかサッカーとかができなくなるので、もう少し慎重に考えた方がいいとか、あるいは部分的にどんどんやってくれというふうな意見がありますので、今の説明ですと、今後、3月に具体化に向けての説明会があるということなものですから、ぜひ楽しみにしておりますので、よろしくお願いいたします。

それと、2点目の四小の現在のひも整備の改良につきましては、絶対にこれはすぐにやってもらいたい問題だと思っておりますので、これからまだ本年度の予算委員会もありますので、再度質問もしますが、ぜひ安全確認ということで芝生化の前にこれはぜひ取り組んでいただきたいと思います問題だと思っておりますので、よろしくお願いします。

それと、公園整備の関係、今回の事業は非常にいいと思っておりますので、ほかの公園等、あるいはグラウンド等がこういった形で整備できれば、さらに利用状況がよくなるのではないかと思いますので、ぜひ努力していただきたいと思います。以上で終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○議長(石川和夫君) 午後3時まで休憩します。

午後2時45分 休憩

~~~~~

午後3時 開議

○議長（石川和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番加藤育男君。

（1番 加藤育男君質問席着席）

○1番（加藤育男君） さきに通告いたしましたとおり、一般質問をさせていただきます。今回は2項目、5点でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、指定管理者制度についてお尋ねいたします。指定管理者制度については、公の施設の管理業務に民間の能力、活力、あるいは実績におけるノウハウを活用して質の高いサービスを低コストで実現しようとするもの、というふうに承知をしております。福生市においても、平成18年4月から市営福生駅西口駐車場と福祉センターにこの制度が導入され、本年4月からは児童館にも導入の予定となっております。

「官から民へ」、民ができることは、官は行わないという行政改革の流れの中で、指定管理者制度ができたわけですが、指定管理者になる民間事業者が、その施設の設置趣旨を十分に理解し、市民の利便性の向上や運営コストの削減、市民へのサービス内容の充実に努めなければ導入に意味がないわけですが、市営駐車場や福祉センターについては施設の設置目的などから非公募ということで、福生市商工会、あるいは福生市社会福祉協議会が指定管理者となったわけですが、これも、公募と同じように事業計画が提案され、審査決定されたと説明を受けております。

そこで、1点目の質問といたしまして、この二つの施設については間もなく導入後1年を経過し、事業報告を受ける時期と思いますが、この1年間の導入効果、市民サービスの向上につながった取り組み等、我が市における指定管理者制度の現状と現時点までの課題、問題点がありましたら、お知らせください。

また、2点目の質問といたしまして、この指定管理者制度導入による財政効果はどのようなところでありますか、お答えをお願いいたします。

引き続き、3点目の質問といたしましては、今後の目標設定についてお尋ねいたします。この指定管理者制度については将来的に行政のスリム化等さまざまな分野、施設で導入の方向に検討されていると思いますが、目標と言いますか、今後どのような考えに基づき、どのような施設に導入していくのかお尋ねいたします。

2項目目、教育行政について質問させていただきます。市長さんのきのうの施政方針のお話の中で、「将来を託す子どもたちの育ちの環境を整備し、力のある子どもを育てる」とあり、また「学力問題やいじめという形であらわれる心の荒廃、家庭のさまざまな問題、保護者や地域の教育力の低下の問題など、福生市の陰ともいえるべき課題が子ども自身、子どもを取り巻く環境に色濃く反映されている」と申し述べられております。これらを踏まえて質問させていただきます。

まず1点目は、市内小学校の学校給食費の収納状況についてお聞きいたしていきます。

昨今、各種新聞、テレビ等メディアで取り上げられ、さまざまな意見、討論が交わされております。我が市においてはどのような状況になっておりますでしょうか、お尋ねいたします。また、あわせて未収がある場合は、昨年から過去3年間の収納率、人

数及び不納欠損額をお知らせいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、教育行政についての2点目といたしまして、市内小中学校の現況、現状についてお伺いしていきます。国において、昨年末、教育基本法改正が成立し、それに伴って教育再生会議からは第1次報告書が提出されました。その内容としては、ゆとり教育の見直しと学力の向上、あるいは学校の再生などなど、今までの教育施策を大きく変換し、改革を推進していく方向を積極的に打ち出しております。

そこで、我が市における教育行政についてその具体的な取り組み方ですが、本日、午前中の今林議員の質問に対しての御答弁から、学力低下、あるいはいじめ、不登校の対策について詳細に数値を示されていたので、私の場合はこれらは簡単で結構でございますので、お答えいただきたいと思います。

教育委員会としてはそれらを含めて市内児童・生徒の現状をどのようにとらえておられるのか、お尋ねいたします。

以上、第1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) 加藤議員さんの御質問に、お答えをしてみたいです。

指定管理者制度についての第1点目、現状と、現時点までの課題、問題点ということでございます。市営福生駅西口駐車場と福祉センターの二つの公の施設には、本年度から指定管理者制度を導入しております。西口駐車場については、利用料金制を採用し、利用料収入は指定管理者のものとなり、駐車場の管理運営費については、指定管理者がその収入で賄うこととなっておりまして、委託料等の支出はしておりません。年度終了後には事業者の実績報告がされますので、その際には担当課において課題、問題点や収支関係のヒアリングを行い、今後の指定管理者業務に反映させていくこととなります。

商業の活性化や、福生駅西口の路上駐車対策等も含め、福生市商工会を指定管理者としたわけですが、1年目ということから目に見えた実績等についてはまだお示しできませんが、駐車場利用者の利便性向上に関するアンケート調査の実施など、サービスの向上や本制度導入目的の達成に向けて指導、連携を今後とも図ってまいります。

福生市社会福祉協議会を指定管理者としております福祉センターにつきましても、年度終了後の実績報告等がなされます。社会福祉協議会では、事業計画書において市民参加や協働による福祉社会の実現など四つの基本理念を掲げて事業に取り組み、市民の方々への利便性の向上などの面での改善も図られていると考えております。今後は、地域住民のニーズにこたえたサービスが行われたかなどのアンケート調査を実施し、事業等の運営に反映させていくとのことでございます。

2点目の財政効果につきましては、市が負担する直接管理費の減少などがあり、市営西口駐車場では使用料の歳入はなくなりましたが、委託料や修繕費等の歳出もなくなっており、総体的な経費削減となっております。福祉センターにつきましては、事業計画に基づき、指定管理期間内で段階的に経費の削減を行っていくこととなっております。

3点目の今後の目標設定ということです。それぞれの施設の設置目的等を十分に考慮した上で民間に任せた方がより効率的に市民サービスができ、経済的なメリットがあるかどうかというような点を中心に検討を進めております。19年度からは児童館等に導入してまいります。その他の体育施設や集客的な施設については導入の方向で、導入期日等を含め検討を進めているところでございます。

次の教育行政につきましては、教育委員会からお答えをいたします。

以上で、加藤議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

(教育長 宮城眞一君質問席着席)

○教育長(宮城眞一君) 加藤議員さんの御質問に、お答えをいたします。

教育行政についての1点目、学校給食費の収納状況についての御質問でございます。現在、新聞等で報ぜられ問題になっております給食費の滞納につきましては、当市では平成18年4月現在で、過去3年分の未納額が857万6000円、117世帯、162名の児童分が未納となっておりますが、ことしの1月末までに126万7000円収納いたしましたことによりまして、未納額は730万9000円、89世帯、133名となっております。

また、昨年から過去3年間の収納率及び不納欠損額でございますが、平成14年度は97.63%、217万8000円、平成15年度が97.25%、212万6000円、平成16年度、97.76%、248万9000円、平成17年度が97.97%、284万3000円となっており、収納率につきましては若干伸びてはおりますが、不納欠損額につきましては年々ふえてきている状況となっております。

給食センターといたしましても、学校給食費につきましては学校給食法の規定により食材等の購入費は保護者が負担することと定められておりますことから、毎月1回、土曜日の訪問、夏季期間中に給食センター調理員を含めました、平日に、訪問による徴収を実施をしております。また、昨年の12月には教育委員会全体での取り組みといたしまして、平日の夜間訪問の実施をいたしてまいりました。その結果、今年度の収納率は現年度分を含めまして対前年比0.8%の増となっております。今後も引き続き、給食センターを中心に教育委員会全体で、年度末の3月及び出納閉鎖期の5月に夜間訪問等に取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、給食だよりなどを通じまして学校給食の意義や果たす役割を保護者に認識をしていただくとともに、学校給食は保護者が負担する給食費によって成り立っているため、一部の保護者が未納となることによって他児童への負担が発生することなどを保護者に周知をし、理解と協力を求めてまいりたいと考えております。

次に、教育行政2点目、市内小中学校の現状についてでございます。学校と教育委員会が課題を共有し、両者一体となって教育活動の活性化を図るためには、各学校の現状把握は大変重要なことと考え、教育委員会といたしましては全教育委員によります教育委員会学校訪問や道德地区公開講座、運動会等の学校行事、研究発表会等学校訪問の機会をとらえ、学校の状況の把握をいたしております。また、指導室長や指導主事等を学校に派遣するとともに、校長面接等を通して情報収集に努め、指導・支援に当たっているところでございます。

このような訪問や面接などにより得た情報から総合的に判断をいたしますと、どの学校も学力向上、基本的生活習慣の確立、部活動の充実等特色ある学校づくりに真摯に取り組んできております。中には、一部生徒が器物損壊などを繰り返し、落ち着いた学習環境を保つために苦慮している学校もございますが、教職員やPTAを中心に課題解決に向け、鋭意取り組んでいただいております。

教育委員会といたしましては、スクールカウンセラーや教育相談員、適応指導補助員の配置、指導主事や教育相談室相談員の派遣、少人数指導及び不登校対策のための教員の定数外の加配など、人的措置を中心に学校の支援をいたしているところでございます。

一方、今後の学力向上策といたしましては、前年度の問題で正答率の低かった問題について、その原因の分析と指導法の工夫をまとめた「設問別分析シート」の作成、小学校の授業指導補助員の増員、算数・漢字検定の実施等の取り組みを進めるとともに、教師の授業力の向上を目指した施策を進めてまいりたいと考えております。

以上、加藤議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○1番（加藤育男君） ありがとうございます。それでは、2回目の質問をさせていただきます。

1項目目の指定管理者制度の1点目、現状と現時点までの課題、問題点についてでございますが、大体わかったのですけれども、とりあえず西口駐車場に関して商業の活性化、福生駅西口の路上対策という形でやられているわけでございますが、ちょっと市民の方から問い合わせがあったのですけれども、2階と3階の部分が今、使われていないのですけれども、例えば月決め駐車場とかそういう部分で使える可能性はあるのかどうなのか。結局、結構大きなお金を出してやっていただいたわけでございますが、現在、商工会がやっているわけですが、そのところ、監督行政としてどういうふうな考えでいらっしゃいますか、お聞きしておきます。

それから、福祉センターの方は市民参加や協働による福祉社会の実現という形でやられているわけでございますが、市民サービスの向上につながる取り組み方が、御答弁ではちょっと抽象的で、具体的にどういうふうな形になっているのか、もう少しお聞かせいただきたいと思います。御答弁の中で、担当課において課題、問題点や福祉関係のヒアリングを行い、今後の指定管理業務に反映させていくとなっておりますが、これは指定管理者に対する調査でありまして、市民、地域住民に対するニーズにこたえたサービスが行われているのか、モニタリング等を含めて評価基準や評価方法の作成の方もつくりあげるのかどうなのか、そういうこともちょっとお聞かせ願いたいと思います。

また、指定管理者制度ではいろいろな施設があって、それぞれの施設にあった評価基準や評価方法があると思いますが、その評価に公平性を求めると、評価を市行政で行えない場合、第三者機関や民間企業に依頼することは考えていらっしゃるかどうか、そのところもあわせてお願いいたします。

それともう一つ、平成19年度から児童館への指定管理者制度が導入とありますが、これで得られる財政効果等をお知らせいただきたいと思います。指定管理者は以上、

再質問とさせていただきます。

それから、教育行政についてですが、1番の学校給食費の収納状況についてでございます。私が子どものときには欠席した児童に、出席している近所の子がコッペパンを届けたような懐かしい思い出があります。また、その際給食費は毎月、茶封筒で児童・生徒がみずから先生に持っていったという記憶がございます。もちろん、現金を持っていくのは現在では大変問題があると思いますが、給食費の徴収の仕方の変遷というか歴史、どのようなやり方があったのか、ちょっと聞いておきましょうか。そういうふうな形で現在はどうなっているのか、お願いいたします。

それと、家庭の負担が1食幾らで公費は幾ら入っているのか。700何万円の滞納額によって1食幾ら、そこが変わっていくのか。お願いいたします。

それから、教育行政についての2点目、市内小・中学校の現状についてですが、本当に教育委員会の教育長さんを初め教育委員長さん、教育長さん、本当に大変御努力をされていると思いますが、けさの今林議員への答弁によると、本市におけるいじめの発生件数は平成14年度、小学校が2件、不登校が14件、中学校が19件に65件、平成15年度の小学校のいじめが3件で不登校が8件、中学校のいじめが9件で、不登校が67件、平成16年が小学校のいじめが1件で、不登校が23件、中学校のいじめが17件で、不登校が65件、平成17年度が小学校・いじめが6件で、不登校が33件、中学校のいじめが25件で、不登校が67件、18年度現在、12月現在までで小学校がいじめ9件、中学校のいじめが17件、いじめの方はある程度、主観的というか客観的というか見方がちょっと難しい部分があると思います。ただ、この中で一番重要なのが平成17年度の不登校児童・生徒1000人当たり全国比11.4人に対し本市は20.0人で、都内49市中最多だということで、学力の問題とあわせて両方とも何というか大変憂慮する事態だと言わなければならない状況だと思っています。

この問題に対して、加配教員の配置とか、子どもと親の相談員活用事業、国や都の支援を受けるというふうな御答弁がございましたが、何と云うのですか、市民の方は結構、これをすごく気にしているというか、憂えているのであります。

例えば、いろいろな形で教育委員会が方策を取りましても、3年、4年ぐらい前から教育問題をやっていて、なかなか改善の徴候が見えてこないのです。地区連絡協議会などに出て、生活指導担当の教師の方などにお聞きしますと、例えばチャイムが鳴ってから着席ができない。10分ぐらい必ずかかると。6時間授業でやると1時間のおくれになるわけです。年間100時間以上のマイナスのおくれになるわけです。

ちょっと荒れているなというところは、小学校から学区外に進学してしまう生徒もいるし、私立に行ってしまう生徒がふえている。どういうふうに――例えば市長の施政方針の中にもありましたが、家庭教育という部分ももう少し考えていかなければならないのではないかと。やはり、どこかで歯どめをしないと子どもは大人に容認してもらえらると思っているのではないかと。そこで、追随する児童や生徒が出てくるのではないかと、そんなことも思ってくるわけです。

ですから、もう少し、何と云うのですか、毅然としたやり方でできればありがたい

など。もうこのところは、御答弁はもう本当に結構です。要望だけで、私のひとり言のようになっていきますけれども、ぜひ、本当にもう少し皆さんで考えていかなければならない問題ではないかとそういうふうに思っております。以上でございます。よろしく申し上げます。

○生活環境部長（吉沢英治君） それでは、市営福生駅西口駐車場につきまして、答弁をさせていただきます。御質問の、月決め等により貸し出しすることができないかとのことでございますが、現在の駐車場につきましては駐車場法に基づく三つの条件、この条件につきましては一つが一般の用に供しているもの、二つ目が、面積が500平方メートル以上のもの、三つとして、料金を徴収するもの、このすべての条件に該当いたしますことから、駐車場法に基づく届け出をいたしまして現在、供用をいたしております。

したがって、例えば月決めの貸し出しになりますと条例の改正が当然必要となっておりまして、また、駐車場法で言います一般の用に供しているものとは、一般不特定多数の者が自由に使用できる状態にあることが現時点では必要となっております。したがって、一般駐車、時間駐車等、月決めの双方を取り扱う駐車場といたしまして可能であるか否か等々につきまして駐車場法、あるいは地方自治法等関係法令を少し研究させていただきまして、慎重に対応させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、福祉センターの市民サービス向上の取り組みということでございますが、御案内のように福祉センターにつきましては施設の管理業務、それから老人福祉センター事業、高齢者の配食サービス並びに議会活動支援デイサービス事業といったようなことで、四つの事業が指定管理者に委託をされてございます。実際のところ、詳細な事業報告をまだいただいておりませんが、現時点で申し上げますと幾つか、例えば福祉センターの施設利用という面で、これは数字になりますが、例えば各部屋の貸し出しにつきましては従前は市が許可ということであるわけですが、指定管理者になりまして直接許可をすることができる。それによってかなり各部屋の利用の柔軟性みたいなものが出てきているというようなことで、数字的に申し上げますと月平均で今、延べ4000人ほどということになってございますが、昨年度と比べますと約400人ほどふえているというような状況があるということでございます。

それからまた、老人福祉センター事業になりますが、高齢者の趣味、生きがい活動ということで、各種いろいろな講座をやっておりますけれども、特に参加人数の多いもの、その回数をふやしたり、あるいは新たなメニューの講座、例えば布ぞうりをつくったりするようでありますけれども、そういったものであるとか、花の手づくりでアロマキャンドルをつくるとか、そういったところが何か人気があるようであります。

それから、もう一つは施設の危機管理の問題でございますが、やはり大勢の高齢者等が来ますので、定期的に避難訓練と言いますか、防災訓練と言いますか、行っておりますが、それを特に全員一遍にというわけに行かないので、中には介護状態、高齢者のデイサービスなどがありますから、介護状態の高齢者もおりますので、そうした

方々については特に別メニューというようなことを実施したということでございます。それからあとは、健康器具の買いかえなどもこの際行ったというようなところでございます。

それから、次に児童館の導入に伴う財政効果ということでございますが、今回は児童館と学童クラブ、あわせて指定管理を導入ということになります。したがって、財政効果ということになりますが、児童館、学童クラブ、あわせて当初予算と比較、18年度は直営、19年度が指定管理者委託ということになりますが、大よそでございまして1860万円ほど節減ができるのではないかと、そんなふうに見込んでございます。

それからあとは、市民サービスの面で児童館につきましては開館日の拡大、これは年末年始と月1回の館内整理を除いた日はすべて開館を使用と。それから、開館時間は原則、これは平日になるのですが、午前9時から午後9時まで。それから、学童クラブにつきましては児童館等施設と一体事業になりますので、懸案となっております待機児の解消のための受け入れ人数の拡大とか、それからこれは指定管理者の自主事業になりますが、今、午後6時まででございまして、延長保育と言いますか、その辺1時間になるか、これから協議中でございすけれども、そういった延長保育等も実施できるのではないかと、そんなところが財政効果等というところであろうかと思えます。

○企画財政部長（野崎隆晴君） 続きまして、評価基準の作成についてでございますが、初年度の評価につきましては市民、利用者へのモニタリング、それに利用協定内容の実施状況等から評価をしてまいりたいと、そのように考えております。

今後は、施設の設置目的を基本として、施設ごとの評価基準というものを施設所管課におきまして作成をしてまいります。

次に、第三者機関の評価についてでございますが、民間活力を公の施設の管理へ導入し、市民サービスの向上及び効果、効率的な運営を図るという本制度の目的達成のためには評価というものが大変重要でございます。モニタリングによる市民の評価や市としての評価とともに、第三者による評価も重要と考えておりますが、第三者評価の実施については全国的に見ましても今後の課題という状況でございます。現在、815施設に指定管理者制度を導入しております横浜市では、既に第三者評価制度を実施しておりますが、横浜市の場合、地区センター等の同種施設を多数指定しているなど、比較対象も多い状況でございます。

福生市におきましては、導入施設や比較対象施設数が少なく、まずはモニタリングの充実、評価基準に基づく指定管理者自身の評価や、市の評価などの充実に取り組んでまいりたいと考えております。しかしながら、第三者評価につきましても公平、公正な評価であるとの認識を持っておりますので、実施についての検討を進めてまいります。

○教育次長（吉野栄喜君） 給食費の関係でございまして、1点目の給食費の収納方法の変遷ということでございまして、給食費につきましては、最初は、議員さんがおっしゃったとおり給食費の袋にお金を入れまして、児童が学校へ持参をしております。

た。その後、PTAによりまして給食費を集金したということを経まして、平成3年から口座振替ということで実施をしてございます。

それから、2点目であります。未納があった場合に1食当たりの単価にどういう影響があるのかということでございますが、平成17年度の決算で申し上げますと、1食当たり210円ということになってございます。ですから、未納額が減っていく、なくなれば、この210円の単価が、収入がふえるわけですから上がっていくという、1円、2円なり上がると。逆に未納額がふえれば210円が209円になったり、208円になったりという1食当たりの単価が下がっていくというようなそういうような状況でございます。今、申し上げましたのは家庭の保護者の負担ということでございます。

公費負担といたしましては、17年度で、1食当たり525円となっております。

○1番（加藤育男君） 御丁寧にありがとうございました。

指定管理者に関しては、よくわかりました。ただ、一つだけ再々質問で大変申しわけございませんが、現在の指定管理期間は3年となっているわけですが、この指定管理者の指定期間が終わり、2度目以降の指定のときは公募、随意契約、どういうふうな流れになっていくのかお聞かせください。その1点だけでございます。

それから、今の給食費ですが、525円ということで、合わせると1食735円、そういう形で理解してよろしいわけですね。はい、わかりました。

ただ、非常に公平性が欠けるようなやり方をすると、やはり一生懸命払っている人に大変迷惑がかかると思うので、給食費の取り方の変遷もお聞きいたしましたけれども、何かよその自治体でもいろいろな工夫をされていると思われますので、公平性を欠くようなことにならないようなやり方をぜひ見つけていただきたいと、そういうふうに思っております。よろしく願いいたします。では、その1点だけお願いいたします。

○生活環境部長（吉沢英治君） それでは、西口駐車場の関係でございまして、次の指定管理制度は公募か非公募かということにつきまして、答弁をさせていただきます。先ほど、市長からも答弁がございましたけれども、協定によりまして毎年度終了後には業務の実施状況、それから駐車場の利用状況、利用料金の実績及び管理経費の収支状況等が提出されることになってございます。その際、提出資料の確認、また協定に基づく適正な管理運営等がなされているかどうかチェックをさせていただきますけれども、21年度以降の指定につきましては現段階では明確な方向性を出してはおりません。原則、公募でありますことから、さらに実績等を見る中で今後判断してまいりたいと、そんなふうに考えております。よろしく願いいたします。

○福祉部長（星野恭一郎君） 福祉センターの3年後ということでございますが、やはり原則、公の施設でございまして公募というところであろうかというふうには認識をいたしております。ただ、特に福祉センターは高齢者等の事業を実施する拠点でもございます。したがって、事業運営に必要なノウハウであるとか、あるいは有資格者であるとか、そうしたものが確保できるかどうかということが大きな課題であろうと思っております。

それと、現在の社会福祉協議会はやはり地域福祉の市内の活動団体の拠点という立場もでございますので、例えば配食サービス事業には市内の配食ボランティアさんであるとか運転ボランティアさんの御協力をいただいているような実態がございます。そういうところをやはり勘案していかなければいけないのかなというのが、今のところの時点でございます。ただ、いずれにしてもやはりこの3年間の実績等々を見まして、改めて公募、非公募という形を決定してまいりたいというような状況でございます。

○1番（加藤育男君） どうもありがとうございました。いずれにしましても、この指定管理者制度、我が市にあった、そして市民のニーズにあった指定管理者制度を構築していただきたいと思います。以上で終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、次回本会議は2月22日、午前10時より開きます。

本日は、これをもって延会いたします。

午後3時40分 延会